

第3節 祓いと人形 －考古資料と民俗資料との接点－

1. はじめに
2. 古代遺跡出土の板状木製人形
3. 文献資料に見える祓いと人形
4. 現行の大祓神事
5. 『雑祭式典範』と明治以後の大祓
6. 人形の民俗事例概観
7. 人形の民俗事例の検討
8. まとめ及び問題点

1. はじめに

木製人形は神明原・元宮川遺跡より74点出土しており、その用途としては従来の学説通り「祓い」を想定した。ただし板状をした木製人形は平城宮内裏東方の東大溝S D2700より出土した「左目病作口」と墨書きした人形より病等悪疫を託し流したと考えられる祓いの人形と、やはり平城宮大膳職井戸より出土した人名「坂部口建」⁽¹⁾と墨書き両眼と胸に木釘が打たれていた人形より厭魅呪詛の人形⁽²⁾という2つの用途が考えられている。神明原・元宮川遺跡出土の人形はその形状およびその出土状態より祓いの人形と解するが無難と考えられる。ここで「祓い」と代表させている機能は神事としては大祓、地鎮祭、七瀬祓い等において人間の罪、穢をはらうという広義の祓いの機能である。果して古代遺跡より出土する板状の木製人形は厭魅呪詛の人形の用途を除けばほぼ祓いの人形と限定できるのであろうか。この疑問に答えるべく民俗事例を検討してみた。現在、多くの神社で行われている大祓神事に用いられる紙人形は果たして古代遺跡より出土する板状の木製人形と結び付くのであろうか。また現在残る神送り等の民俗事例の人形も古代の木製人形と結び付くのであろうか。

現在の民俗事例の人形が律令期の木製人形と結び付くか否かは慎重にして実証的な検討が必要であろう。筆者にはその検討を加える力量があるとは到底思えないが、ひとつの試論として以下の方法で検討を加えてみた。先ず古代遺跡より出土する板状の木製人形の資料を検討する。次に『古事記』『日本書紀』より近世までの文献資料において「人形」の使用例を検討する。そして現在の人形の民俗事例を検討する。以上、古代の人形という点と現在の人形という点を文献資料という線で結ぶという作業を試みた積もりである。当初、報告者は人形の民俗事例を収集し、分析整理することによって、古代遺跡より出土する木製人形の用途およびその人形を用いる民間信仰を考え得ると想定した。しかし、諸先生方より民俗資料と考古資料の安易な結び付けは短絡に過ぎるとのご指摘を頂き、上記の方法をとることになった。この試論の当初からのねらいは考古資料の木製人形を民俗資料の人形によって検討を加えてみようというものであった。やはりこの点に重点が置かれていることを予め述べておきたい。

2. 古代遺跡出土の板状木製人形

板状木製人形の出土遺跡については『祭祀関係遺物出土地地名表』によって全国的に把握できる。ここでは代表的な出土遺跡についてその遺跡の性格、木製人形の出土状態、共伴する木製形代などについて

て確認しておきたい。

山形県飽海郡八幡町俵田遺跡は具体的に祭場としての形を残した状態が発見された非常に貴重な祭祀遺跡である。⁽⁴⁾ 平安期の出羽国府と擬定されている「城輪柵跡」南東1キロほどのところにこの遺跡は位置する。祭祀遺構SM60は祭料となる木製の人形、馬形、刀形、斎串が人面墨書き土器とともに祭場として配置させた状態で検出され、祭場の復元ができたと報告されている。「磯鬼坐」と墨書きされた人面墨書き土器の中には斎串30本、刀形、人形の股部が入っており、まわりには刀形、馬形、人形、斎串がそれぞれ規則性をもって配されていた。このSM60は河幅1メートルあまりの河川SG61のすぐ西岸に設定されている。人面墨書き土器、須恵器甕より年代は9世紀中葉とされ、『文徳実記』の嘉祥三年（850）六月廿八日条に出羽国に陰陽師が派遣されたこととの関連も注目される。

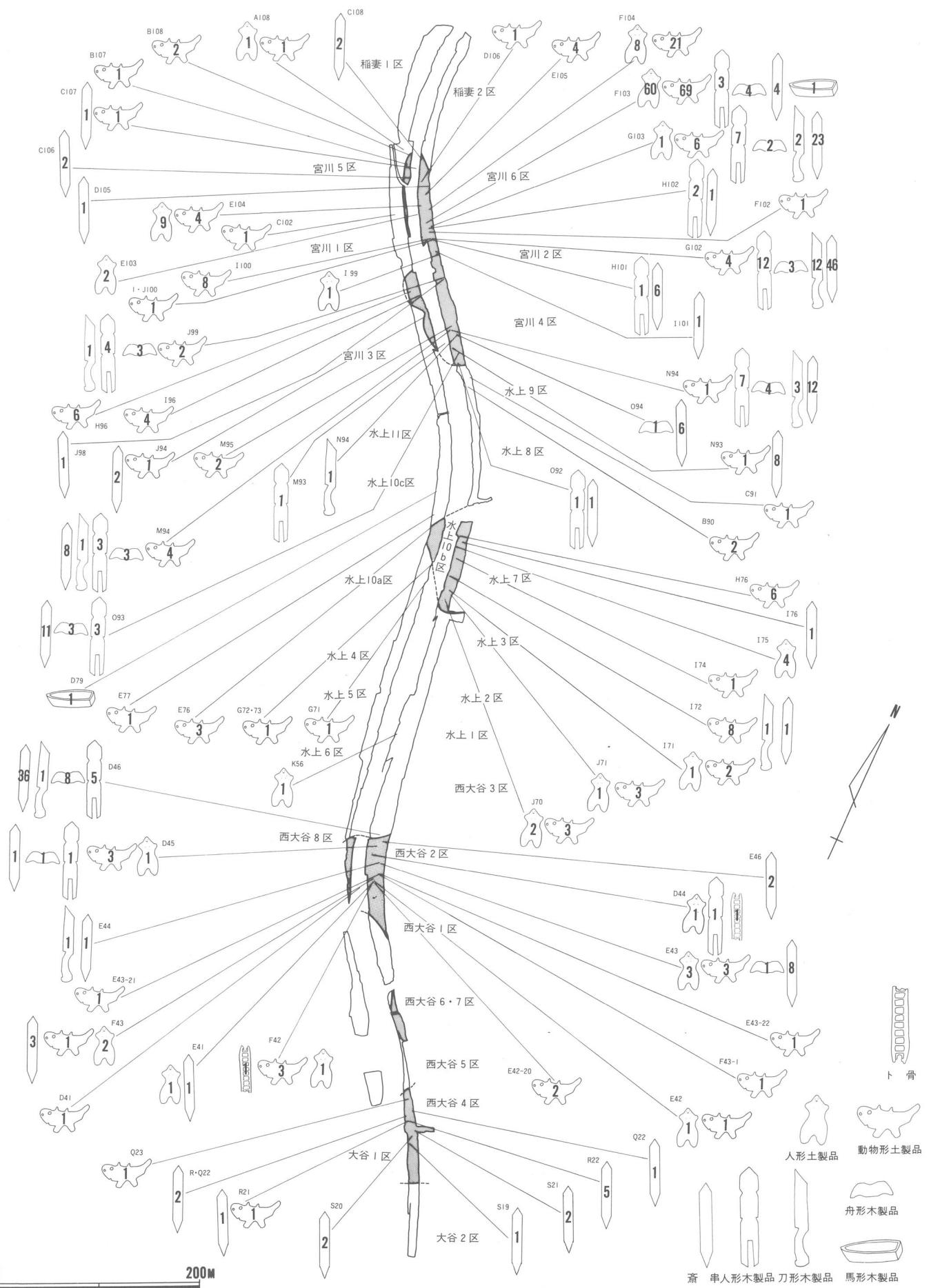
神明原・元宮川遺跡において木製人形は74点出土しており、すべて旧大谷川流路内より出土している。⁽⁵⁾ 祭祀具の出土地点に関しては第90図を見ると土製品の一部を除いては大半が旧流路より出土しているのが解る。特に西大谷2区D46グリッド、宮川4区S R56、宮川6区S R313に集中して、木製人形が出土する。いずれも川幅10メートル以上もの旧流路内で、投棄されたと思われる大量の土器とともに木製の馬形、刀形、斎串等を伴って出土する。またこれらの旧流路では人形、動物形土製品を伴う。（詳しくは第IV章第3節人形木製品を参照されたし。）

静岡県浜松市伊場遺跡では大溝と呼ばれる川幅20メートル弱程の旧流路より木製祭祀具を含む大量の木製品が出土した。⁽⁶⁾ 特にV層と呼ばれる7世紀後半より9世紀初頭の層を中心に農具などとともに木製人形23点、馬形11点、舟形64点、斎串167点、絵馬6点等の祭祀遺物が多数出土した。舟形が64点も出土していること、枝溝2区の第61号木簡に「若倭マ小刀自女病有」との文字が読めることなど特記に値する。⁽⁷⁾ 第61号木簡のこれらの文字が人形に記されていたと仮定すると、悪疫を祓う願いと直結するであろうが、木簡の形状だけでは用途の限定は難しい。

愛知県春日井市勝川遺跡では苗田地区の奈良～平安時代の旧地蔵川流路NR01より木製人形が出土する。⁽⁸⁾ 折戸10号窯式期のC・D地点では「巫」の墨書きを持つ陶器とともに舟形、斎串、曲物が出土した。また黒窓90号窯式期のA地点では「寺」の墨書きを持つ陶器とともに人形4点が出土した。報告者も「祭祀具の構成、祭祀行為の場が川であることなどから、祓いが最も近いものと思われる。」とし、「人名、吉祥句を描いた墨書き土（陶）器は自らのケガレ・災いを託し、流す、一種の墨書き人面土器的要素を持ったものと考えたい。」としている。

奈良県大和郡山市稗田遺跡は平城京羅城門から下ツ道を南に約1.5キロ下ったところにある。川幅約15メートルの人工河川、及び下つ道に架かる木造橋も検出され、川の堆積層より人面墨書き土器、ミニチュアカマド、土馬、土器、人形、斎串、絵馬、獸骨、皇朝錢が出土した。「遺物の多くは橋周囲のシガラミ周辺と下流部から出土し、下ツ道及び橋の上から、祭祀遺物が川中に投じられたことがわかる。」という。また下流部の発掘で、薦にくるまれた小児の死体が検出されている事実より、「稗田遺跡は、平城京の正面にある祭場のひとつで、京の穢れをここに祓うとともに、百姓の『死穢』をも流す場所であった。」とされている。

平城京左京八条・九条三坊で検出された東堀河は東市を南北に貫流する奈良時代の川跡である。左京⁽¹⁰⁾



第90図 神明原・元宮川遺跡祭祀遺物分布図(グリッド別) 遺物内の数字は出土点数を示す

八条三坊九坪では土馬123点、人面墨書き土器56点、人形2点、斎串4点等が出土した。左京八条三坊十一坪北辺では土馬47点、人面墨書き土器62点、人形6点、斎串1点等が出土した。左京九条三坊では土馬58点、人面墨書き土器55点、人形9点、刀形1点、斎串4点、ミニチュアカマド3点等が出土した。東堀河は「東市への物資運搬」という目的で開鑿されたが、京の住民にとっては全く別の機能を果たすことになった。」その「全く別の機能」とは「京住民の祓川」としての機能であった。⁽¹¹⁾

平城宮壬生門前では二条大路北側溝S D1250が検出された。人形207点、鳥形1点、舟形1点、斎串1点、土馬1点がこの溝より出土した。金子裕之氏は『法曹類林』卷二百の「式部記文 六月十二月晦。百官会集。大祓儀。・・・(略)・・・於大伴壬生門間大路各有常儀。・・・」を平城宮における大祓と推定し、このS D1250より出土した多量の木製人形は大祓の祭料と考えた。平城京宮の他の溝と違ってこの溝から木製人形は多量に出土するが、他の溝で見られる土馬や人面墨書き土器やミニチュアカマドが極僅かしか見られない。

その他、平城京において人形木製品の出土地点としては、羅城門とその周辺、左京八条三坪境小路側溝S D1155、右京八条一坊々間路西側溝S D920などがあり、平城宮には南東隅東一坊大路側溝S D4951、東大溝S D2700などがある。平城京宮においては人形は旧流路より出土しており、奈良時代の主要な溝からその多くが出土している。⁽¹²⁾いま一つ押さえておきたい事実は「大和型土馬」と呼ばれる土製の馬形代を多く用いることである。地方では土製馬形は殆ど用いず、木製馬形を用いる。逆に平城京宮では木製馬形はあまり用いず、むしろ土馬を用いる。

兵庫県城崎郡日高町の但馬国府推定地周辺には、「祓所」とされる一連の遺跡がある。但馬国分寺跡川岸遺跡、禰布ヶ森遺跡、そして姫谷遺跡等である。但馬国分寺跡第五次調査では寺域の東南隅の築地外側に溝が検出され、この溝の下層より人形6点、馬形1点、舟形2点、斎串等が出土した。⁽¹³⁾川岸遺跡は国分寺の北東約1.2キロのところにあり、シガラミで護岸した溝S D01を検出した。このS D01は溝幅1.2~1.9メートルあり、S字に蛇行した流路跡とされる。このS D01より人形45点、馬形6点、斎串約80点等が出土した。⁽¹⁴⁾禰布ヶ森遺跡には国分寺の南西約500メートルにある。氾濫原跡を検出したが、その幅は40メートルを越える規模のものであった。下層より人形33点、馬形12点、斎串多数、刀形1点、舟形1点等が出土している。姫谷遺跡は国分寺西方約7キロにあり、河川跡と考えられる層より多量の木製祭祀具を出土した。人形23点、馬形15点、鳥形3点、斎串58点等が出土した。これらの「祓所」遺跡では小さな溝から大きな河川まで様々な溝より人形を始めとする木製祭祀具が出土している。木製馬形が多いこと、またこれだけ人形が多いにもかかわらず刀形は殆ど略されていることに注目したい。1987年度より日高町の隣町である出石町で砂入遺跡等の発掘が進み日高町に優る数の人形、馬形木製品が出土している。今後の資料整理を待ちたい。

以上木製人形が出土している主要遺跡を概観してみた。時代観はそれぞれ若干異なり、短い時代幅に収まる事例を引いた訳ではない。平城京宮の場合はほぼ8世紀代に収まるが、それでもかなりの時代幅を持っている。他の遺跡にいたっては8世紀後半より10世紀の幅がある。しかし、拙論における主眼はこれら古代遺跡より出土する木製人形の用途を考察することにあり、特に民俗事例を用いる以上、これ程の時代幅は捨象出来ると考える。

さて上記の資料及び他の律令期の木製人形の資料を概観したとき、次の3点を事実として確認しておきたい。第1点は板状をなしており、人の正面を型どっている。形状に関しては金子裕之氏等が律令期の人形を時代差をもって形態別に細分している。⁽¹⁶⁾ここでは、弥生時代までに見られる立体的な木偶ではなく、中世以降みられる横向きの板状人形とも違う律令期一般に言える「板状、正面」という形状を押さえておきたい。第2点はこれらの木製人形は旧河道または溝状遺構、つまり水が流れていた場所から出土しているという事実である。古代の木製品は当然旧河道や溝のような地下水位の高い層において初めて良好な保存状態が維持できるという指摘もあるが、その他低湿地等、木製品が遺存しやすい所からは木製人形はあまり出土せず、旧河道または溝状遺構より専ら出土する。第3点はこれらの遺跡における祭祀具は木製人形、木製馬形、木製刀形、木製舟形、斎串、土製馬形、人面墨書き土器、という祭料の構成をもつ。もっとも地域性が認められ、中央においては、土馬が専ら用いられ木製の馬形はあまり用いられず、ミニチュアカマドが頻繁に用いられたり、地方においてはこれらの祭料のうち一部を省略している実態が把握できる。つまり神明原・元宮川遺跡をはじめ全国の「律令制祭祀」の遺跡の普遍的要素として指摘できることは、板状で正面を向いた人を模した木製人形を他の祭料、木製馬形、木製刀形、木製舟形、斎串、土馬等とセットで用い、集落の中またはそばを流れる河または溝に流したという事実である。

3. 文献史料に見える祓いと人形

ここで古代より文献史料に残る祓い、大祓またはこれらに関連する人形の記録を管見ながら列挙したい。明治以降国家により統制されていった大祓神事は、古代特に律令期から間断無く伝承されてきた事実を確認するとともに、その変遷、人形の果してきた役割について検討したい。

現在、神社で行う「禊ぎ」「祓い」は、その起源を『古事記』に求める。「禊ぎ」は次のように、伊耶那伎命が黄泉国での穢を祓う場面をその起源とする。

「是を以ちて伊耶那伎命大神詔りたまはく、『吾はいなしこめしこめき穢き國に到りて存りけり。』

故、吾は御身の禊為む」とのりたまひて、筑紫の日向の橋の小門の阿波岐原に到り坐して、
禊ぎ祓へたまひき。」

ここでは、死をイメージする黄泉国=「いなしこめしこめき穢き國」へ入った穢を拭い去るために水の靈力を用いて「禊ぎ」が行われている。死穢を浄化するのが禊ぎである。一方「祓い」の起源はやはり『古事記』の須佐之男命の天津罪贖いの箇所とする。

「是に八百万の神、共に議りて、速須佐之男命に千位の置戸を負せ、亦鬚を切り手足の爪をも抜かしめて、神やらひやらひき。」

須佐之男命は、天津国で犯した天津罪を贖うために自らの鬚を切り、爪を抜いた。つまり、我身の罪を贖うため、我身の一部を差しだしたのである。後、この「我身の一部」には我身の「罪」が託されることになり、「祓い」が実現する。もう一点ここで押さえておきたい点は、多田一臣氏が論ずるように「穢」は「禊」がれるのであり、「罪」は「祓」われるのである。もともとは、「穢を禊ぐ」「罪を祓う」という使われ方をされていたが、後に混用されてしまった。「祓い」とは本来「罪」を除去することを目的としていたのであり、祓柱、贖物、形代等に託して、その「罪」の解除を企図するものであった。後述する

が『延喜式』大祓祝詞で祓い流される対象は「穢氣」ではなく、あくまでも「罪」であり、少なくとも『延喜式』の成立期までは大祓により祓い除去されるのは「罪」であるという意識が人々の念頭にあつたことは確かである。「祓い」の対象が不明確になり、平安時代になると『源氏物語』などにはまだ濃厚にその対象が「罪」であることが解るが、他の「祓い」を見ると「罪」を意識することが徐々になくなつてきていることが窺われる。

『日本書紀』の「祓い」の記載箇所を2箇所挙げると

「履中天皇五年冬十月・・・則負_シ惡解除。善解除_シ。而出_シ於長渚崎_シ令_シ祓禊_シ。」

「雄略天皇十三年春三月・・・狭穂彦玄孫齒田根命竊奸_シ采女山辺小鳴子_シ。・・・(略)・・・齒田根以_シ馬八匹。大刀八口_シ。祓_シ除罪過_シ。」

「履中天皇五年十月条」では「車持君」の罪を数え上げた後、「解除」＝「祓い」を課している。また「雄略天皇十三年三月条」では采女を奸した「齒田根命」は雄略天皇の怒りに触れ、「馬八匹、大刀八口」の献納と「祓除」を命じられている。このように罪に対しては、律令時代に入り律の規定により犯罪者に対し刑罰が科せられるようになったが、それ以前においては「祓い」が科せられた。青木紀元氏はこの「祓除」を科すという刑罰が一個人の勝手な処置で行われるようになったため、日本書紀「孝徳天皇大化二年三月二十二日条」が示すように、「祓除」を科すことを禁止せざるをえなくなったと説く。⁽²⁰⁾ 大化年間前後「相手に対し難癖をつけて、無理やり罪を構え、『祓除』を強要して、『祓へつ物』の品物を横領しようとする」弊風が豪族の間に横行する。そして、天武、持統朝において整備されていく「大祓」はこれらの弊風としての「祓除」に国家の下に高い精神を賦与していくこうとしたものであった。ここに「祓い」の起源とともに「大祓」に発展していく過程を読み取ることができる。

『日本書紀』の「大解除」についての記載箇所を3箇所挙げると

「天武五年八月・・・辛亥。詔曰。四方為_シ大解除_シ。用物則國別國造輸_シ祓柱_シ。馬一匹。」

布一常。以外郡司各刀一口。鹿皮一張。鍔一口。刀子一口。鎌一口。矢一具。稻一束。且毎戸麻一条。」

「天武十年七月・・・丁酉。令_シ天下悉大解除。當_シ此時_シ。國造等各出_シ祓柱奴婢一口而解除_シ。」

「朱鳥元年七月・・・辛丑。詔_シ諸國_シ大解除_シ。」

「天武五年八月辛亥条」は「大解除」の初見と考えられている。勿論『古事記』仲哀天皇の条に見える「国之大祓」は除外して考え、この天武天皇の頃、国家の「大解除」として整備され、全国諸国にも命ぜられた様子が窺われる。

『続日本紀』には「大祓」の記載は多く、16箇所以上に上る。そのうち8箇所を挙げてみた。

「大宝二年十二月・・・壬戌。廢_シ大祓_シ。但東西文部解除如_レ常。」

「天平元年二月・・・己卯。・・・(略)・・・長屋王昆弟姉妹子孫及妾等合_シ縁坐_シ者。不_レ問_シ男女_シ。咸_シ皆赦除_シ。』是日。百官大祓。」

「天平宝字二年八月・乙卯。遣_シ使大_シ祓天下諸國_シ。欲_レ行_シ大嘗_シ故也。」

「宝亀六年八月・・・辛卯。大祓。伊勢美濃等國風雨之災也。」

「宝亀六年十月・・・甲申。大祓。以_シ風雨及地震_シ也。」

「宝亀七年五月・・・乙卯。大祓。以_レ災変屢見_レ也。」

「宝亀七年六月・・・甲戌。大祓京師及畿内諸国_レ。奉_レ黒毛馬丹生川上神_レ。旱也。」

「宝亀八年三月・・・辛未。大祓。為_ミ宮中頻有_ミ妖怪_レ也。」

「大宝二年十二月壬戌条」はこの「大宝二年十二月」三十日に大祓が執行されてより大祓が定例化したと考えられている箇所である。また私刑としての「祓い」の横行を禁じ、年二度に定期化した。「天平元年二月己卯条」は長屋王の変を治め、処罰を決定した後、文武百官に大祓をさせている。百官の中には半ば変に連座したが罪を免れた者もいただろうし、また今後この種の謀反が起こらないように事前に「祓い」をしておく必要があったのだろう。これこそ「悪解除」(犯してしまった罪を祓うために行う祓い)と「善解除」(これから犯すおそれがある罪を祓うための祓い)がまだ混然としている状態を示すものである。「天平宝字二年八月乙卯条」は天下諸国に使いを出して諸国にて大祓をさせていることが解る。律令国家体制の中で、大祓は天皇、文武百官にとって重要な儀礼をして整備されていく。その整備のされ方は「国家の宗教的イデオロギー装置」として祭祀が精神支配のうえで不可欠のメソッドになっていく。⁽²¹⁾宝亀六・七・八年にはそれぞれ「伊勢美濃等國風雨之災」「風雨及地震」「災変屢見」「旱」等天変地異のため大祓を盛んに行っている。特に「宝亀八年三月辛未条」では宮中に妖怪が頻りに出没するため大祓を行っている。

『延喜式』では、次の4箇所を挙げておきたい。

「六月晦日大祓 五色簿施 各二尺。緋帛一丈五尺。絹二疋。金装横刀二口。金銀塗人像各二枚。・・
(中略) ・・右晦日申時以前。親王以下百官会_ミ集朱雀門_レ。ト部読_ミ祝詞_レ。」

「木工寮 御贍料 金銀人像一枚(長一尺。広一寸)料。鉄四両。・・(中略) ・・木人像。(長八寸。広八分。其面飾以_ミ金銀_レ) ・・(中略) ・・鉄偶人卅六枚。(押金銀。薄各十六枚。無_レ飾四枚)木偶人廿四枚。」

「左京職 二季大祓 凡六月。十二月大祓。預令下_ミ除其處_レ。亦兵士禁_ミ人往還_レ。元日質明。掃_ミ除_レ薔_ミ靈_レ。」

「大祓祝詞 ・・官官_ミ仕奉_レ人等_ミ過犯_レ雜雜罪_レ。今年六月晦之大祓_ミ祓給_レ比清給事_レ。諸聞食_ミ宣_レ。・・(中略) ・・過犯_ミ雜雜罪事_レ。天津罪_ミ畔放_レ。溝埋_ミ。樋放_ミ。頻蔣_ミ。串刺_ミ。生剝_ミ。逆剝_ミ。戻戸_ミ。・・(中略) ・・速川_ミ瀬坐_レ瀬織津比咩_ミ云神_レ。大海原_ミ持出_レ奈武_ミ。・・(中略) ・・氣吹戸_ミ坐_レ氣吹戸主_ミ云神根國底之國_ミ氣吹放_レ氏_ミ。如此_ミ久失_レ氏_ミ波_ミ。根國底之國_ミ坐_レ速佐須良比咩_ミ云神_レ。持佐須良比失_レ氏_ミ。如此_ミ失_レ氏_ミ波_ミ。天皇_ミ朝廷_ミ仕奉_レ官官人等_ミ始_レ氏_ミ。天下四方_ミ尔波_ミ。自_ミ今日_ミ始_レ氏_ミ罪_ミ止_レ云布_ミ罪_レ不_レ在_ミ。」

大祓の記録において『延喜式』より以降、祓いの人形がしばしば登場するようになる。「六月晦日大祓条」では金銀鉄製の「人像」＝「人形」が天皇の御贍物として用いられている。「木工寮」では御贍物として金銀鉄製の人形と同時「木人像」「木偶人」が用いられている。これが平城京宮で出土する木製人形であるとされる。「左京職 二季大祓条」では六月十二月の大祓に多くの「薔_ミ靈_レ」が用いられたことが解る。「薔_ミ靈_レ」とは現在の藁製の人形と考えられる。

「大祓祝詞」に関しては、次の3点について注目したい。まず、大祓の本義は「過ち犯しけん雜雜の

罪」を祓うことである。天皇を初め百官の犯した罪または犯すであろう罪を大祓を執行することにより流し去ることが出来ると考えられたのである。ここでは後世の「穢氣」を祓うのではない。第2に、罪の最も根本的な罪である「天津罪」「國津罪」を祓う。「天津罪」「國津罪」に関しては諸学説があり筆者には検討する力はないが、「天津罪」は須佐之男が天津國にて犯した「畔放。溝埋。樋放。頻時。」等の農耕作業妨害に対する罪であると考えられる。また「國津罪」は人間として生きていく上において犯してしまいがちな罪であるが、共同社会においては許され難い罪である。つまり村落共同体において決して許すことができない罪が「天津罪」「國津罪」とされているのである。第3に、この罪の消滅の過程である。この罪を速川の瀬に流すと、その瀬の女神、「瀬織津比咩」が、人々の罪を大海原まで運ぶ。大海原の女神、「速開者比咩」がこれを呑み込み、「氣吹戸主」という神が罪を吹き飛ばしてしまう。そして最終的に根の国、底つ国にいる「速佐須良比咩」が、これらの罪をなくしてしまうという。水神としてよく祀られる「瀬織津比咩」を介し、罪は川を流れ下り、大海原の彼方または底にあるという根の国、底つ国に押しやられ、消滅してしまう。罪は、神の手を借りて、根の国=死者の世界=他界へと流し去られることにより、人は罪から解放されるのである。

平安時代に入ると祓いの人形の記録が多く見い出される。

「二季晦日御贍儀 神祇官預前-備其料物-。鉄偶人卅六枚（金銀粧各十六枚無_レ飾四枚）

木偶人廿四枚御輿形四具。挾-弊帛-木廿四枚金粧横刀二口・・（中略）・・培壙各二口・・（中略）・・訖皆退出解-除河上-。・・・『貞觀儀式』

「十二月十日、早旦、供御浴、午刻内藏寮官人供御贍物、（七種、五寸人形、盛折敷、居高壙御等身人形七枚、裏小筵一枚、リリ）、・・（中略）・・作物所（車七、木、鉄、錫、五寸人形各七、仰豊明、以紙可彫造作物所請取彫云々、・・・『親信卿記』

「一応用神祓事・・（中略）・・

一所用物 榊百二十本 桃 九十枝 桑 九十本 薫注連三條 葦注連三條 木綿十五斤 五色綿帛卅棒 同紙帛卅棒 金人形卅 銀人形卅 鉄人形・・（中略）・・

寛平元年十二月廿六日 『宇佐八幡宮行事例定文』

「延久三年十二月、四年六月依-勅定-改-直御座敷-、（東面）今夜殿上并大盤所料令-進-人形菅抜等-、（入-柳筥-献-之、六月晦夜事歟）・・・『江家次第』

「『はらいのさい物註文』」

清祓祭物 合計三十五種

御榊二百七十本 御鉢十五本 大刀三腰 御馬三疋 銀人形卅（高一尺） 金人形卅（高一尺） 銅人形卅（高一尺） 鉄人形卅（高一尺） 青人形（高同上） 黄人形（高同） 赤人形卅（高同） 白人形卅（高同）・・（中略）・・馬形七十具 牛形七十具 散米三石 粮三石 砂三石 菅人形七十具

右、件清祓祭物等、依官符旨、注進如件、

保安元庚子八月 『豊後國柞原八幡宮祓祭物注文』

『貞觀儀式』には六月と十二月晦日に「木偶人」「横刀」「培」等を用いた「解除」が行われており現

在でも宮中で行われていると云う大祓、節折の儀式そのものがここでは記載されている。『親信卿記』『宇佐八幡宮行事例定文』『江家次第』各々の抜粋部分はいずれも六月または十二月の祓いの記録である。宇佐八幡宮にしても柞原八幡宮にしても地方の神社において祓いを行うとき人形は不可欠な祭料であったことが窺われる。ここで注目しておきたいのは、『豊後國柞原八幡宮祓祭物注文』における「清祓祭物」の種類である。「銀人形」「金人形」「銅人形」「鉄人形」「青人形」「黄人形」「赤人形」「白人形」が用いられるが、銀金銅鉄製の人形は『延喜式』以来、度々記録されているが、ここにある「青」「黄」「赤」「白」の人形とは何を指示するのであろうか。現在、静岡市内の神社における大祓神事の際、しばしば赤白2種の紙人形が用いられていることが想起せられる。また「馬形」および「牛形」が「清祓祭物」にあがつている。神明原・元宮川遺跡において、旧流路内より、木製馬形、土製馬形が多量に出土しており、牛形とも思われる土製品も伴っている。そしてもう一点ここで注目しておきたいことは、「菅人形」が「清祓」に用いられていることである。菅人形とは、菅、茅、藁でできた人形である。現在の民俗事例においても、三重県松阪市日野町の八雲神社では、夏越しの祓いのときに茅で作った人形（藁人形）を用いているし、その他神送り行事では、藁人形が村の厄を背負って焼き流されている。

『源氏物語』には平安時代の宮廷官人たちの年中行事が詳細に書き綴られている。この物語中「人形」が度々登場する。

「弥生の朔日に出で來たる巳の日、『今日なむ、かく思すこのある人は、禊したまふべき』と、なまさかしき人の聞こゆれば、海づらもゆかしうて出でたまふ。いとおろそかに、軟障ばかりを引きめぐらして、この国に通ひける陰陽師召して、祓せさせたまふ。舟にことごとしき人形のせて流すを見たまふに、よそへられて、

知らざりし大海の原に流れきてひとがたにやはものは悲しき
とて、ゐたまへる御さま、さる晴れに出でて、言ふよしなく見えたまふ。『須磨の巻』」「『思
うたまへわびにてはべり。音なしの里求めまほしきを、かの山里のわたりに、わざと寺などは
なくとも、昔おぼゆる人形をも作り、絵にも描きとりて、行ひはべらむとなん思うたまへりに
たる』とのたまへば、『あはれなる御願ひに、また、うたて御手洗川近き心地する人形こそ、思
ひやりいとほしくはべれ。・・・』

『宿木の巻』

「かかる御心をやむる禊をせさせたてまつらほしく思ほすにやあらん、かの人形のたまひ出で
て、・・・（中略）・・・『いでさらば、伝へはてさせたまへかし。この御のがれ言葉こそ、思
ひ出づればゆゆしく』とのたまひても、また涙ぐみぬ。

見し人のかたしろならば身にそへて恋しき瀬々のなでものにせむ 『東屋の巻』

『源氏物語』にはその文学の底流に「罪の意識」が流れている。物語の前半に主人公「光源氏」は、⁽²³⁾父帝の妃である藤壺との不義のため、後に帝となる子を孕ませてしまう。その罪の深さに戦慄しながらも、政敵の娘、朧月夜との密通を重ねてしまう。これが発覚し、追われる如く須磨の浦へ流浪していく。この須磨の海岸で、陰陽師に「上巳の祓い」をさせる。そのとき「ことごとしき人形」を舟に乗せて流している。神野善治氏は、この「ことごとしき人形」を藁または茅でできた人形と解する。⁽²⁴⁾この祓いが暴風雨を呼ぶ。恰も源氏の罪深さ故に、海神、根の国の神の憤怒をかってしまったかのようである。義

母との不義の罪は、自らの女三の宮と柏木との不義を招来する。この不義により、源氏は生来罪を背負った子、薫を得ることになる。『源氏物語』後半の宇治十帖における主人公薫は、こうして罪深い出生に加え、多くの罪を重ねてしまう。深い思慕の対象となった大君に強引に近付き、病死させてしまう。宇治の邸に薫は、大君の形代として「人形」を据えようとするが、大君の妹宮は、「人形」は邪気を祓うべく川に流される不吉なものだと言い、薫を「人形」より引き離して、浮舟に引き合わせる。この不吉な「人形」が出会わせた浮舟も、ライバル匂宮と薫との激しい争奪戦の中、疲弊し、入水自殺をはかる。罪が罪を招来し、ますます増殖されていく過程がここにある。亡き理想の人を「人形」と呼び、その「人形」は、形代として、亡き人の靈魂を宿らせようとするが果たせず、薫の罪深さは、現世身の浮舟という女性を人形の代わりとして瀬にながしてしまうという悲劇を生んでいる。ここにも罪が託され、流される不吉な「人形」が強く意識されている。

平安時代後半から末期にかけての記録に葬送に人形の使用例がある。

「寛弘八年六月廿五日 亥四刻御入棺、后宮儲君又他宮之御形代、各有縁人々、密々入レ之例也。 『権記』」

「天喜元年六月十五日 今日依レ仰参ニ京極殿、令レ作ニ御形代、長八尺許、以レ紙作ニ比々奈ニ、令レ著ニ束帶并冠、作ニ御衣切。 『定家朝臣記』」

「大治四年七月十五日 宮々人形被レ入ニ御棺、 『中右記』」

どれも、棺の中に、妻や子供の形代として人形を入れるという。民俗事例で確認できる「葬送の人形」と全く同じ機能を果たしている。

中世に入っても人形は祓いにおいて重要な役割を果たし続ける。

「毎月事

一日賢所供レ神物。召ニ刀自ニ給レ之。又内侍為ニ御使ニ參。七瀬御祓。陰陽師進ニ人形、(入ニ折櫃ニ有レ蓋書ニ其所并名) 女房令レ着ニ色々絹ニ・・・(中略) ・・・次主上懸ニ御氣ニ撫レ身。返ニ入折櫃ニ置ニ臺盤所西御簾下ニ。侍臣各取レ之。向ニ河原ニ。代厄具レ之。帰參之後。主上着ニ御衣ニ。 『禁秘抄卷上』」

「嘉吉元年三月八日 上已祓也、如例、在貞朝臣昨日送人形、着衣副撫物今朝遣之、祓了撫物返給之也、十疋令下行了、 『建内記』」

「文明九年三月一日 御人きやうともいつる。おんやうの督はかりに御なてものそいていつる。 『御湯殿の上の日記』」

「文明十五年二月廿九日 みの日の御はらゑの御人きやうともまいる。 『御湯殿の上の日記』」

『禁秘抄』は順徳天皇（在位1201～1221年）の著であり、古代の七瀬祓いが忠実に継承されており、現在の大祓にも通ずる普遍性をもつ内容になっている。特に現在の大祓（後述の「現行の大祓」参照のこと）との類似性を指摘しうる。『御湯殿の上の日記』には、初めて「人形」を「にんきやう」と読ませる箇所が出てくる。「人きやう」と読ませても機能としては、罪、穢を祓うことである。

近世文書はその量、膨大なため、筆者には、追い切れない。しかし、ここに三例を示して、事足りると考える。

「六月晦日 ○夏越えの祓 閏月あれば閏月に行ふ。橋場神明宮社前の川辺に執行あり。諸人群集す。亥の半刻に終る。

佃島住吉明神社 芝神明神社 神田明神社 新川太神宮 鳥越明神社 五条天神社・・・

其外諸神社あり。神前祝詞を奏し、御輿興行あり。神事終りて参詣の輩茅の輪を越さしむ。

河辺に隔りたる所には、盥に水もりて、身曾貴川に比するなり。

○此日庶人形を以て衣類の形に切って撫でものとし、川へ投ず。 『東都歳時記』

この『東都歳時記』が書かれた幕末には、少なくとも江戸市中の多くの神社で、茅の輪潜りを伴った「大祓神事」が行われていた。そして「紙を以て衣類の形に切り」という如く、室町時代から江戸時代初期にかけ、『御湯殿の上の日記』に見られるように「人形」に衣類を着せる風習が衣類のみを強調し、「撫物」の代表になったのが窺われる。この「紙を以て衣類の形に切り撫でもの」にしたものは、明らかに、明治以後、大祓神事で用いられる立雛型の紙人形に直結するものである。江戸時代後期の立雛と現在の浜松八幡神社等の紙人形とを比べてみれば、一目瞭然と思われる。また、「川へ投ず」ということから、現在地方の多くの神社が罪、穢を託した人形を近くのまたは、村境の川に流している習俗は、既に、近世には村々の社で行われていたことが了解できる。

また静岡の地方においても

「年中行事 六月三十日 府中新谷町少将井の社夏越祓有り。今宵安弁河原にて神司新谷氏是を執行す。町奉行、与力、同心、警護す。里人此神事を称して、祭りと云也。 『駿國雑志一』」

この史料が示すように、安倍川の河原で夏越の祓いが行われていた。大祓調査表が示すように、現在静岡市街地の神社の多くは、静岡浅間神社を筆頭に紙人形を安倍川に流している。⁽²⁵⁾

最後に浜松市有玉の高林家に伝わる通称『高林家文書』と呼ばれる文書の中に、次の2つの文書がある。どちらも国学者高林方朗（1769～1846年）が「舎人」として文中に出てくるため、記録された年代が寛政十一年（1799年）より天保の中頃（1836年前後か）と絞ることが出来る史料である。

「祓具 ・・（中略）・・大麻 散米 偶人八枚（桧 長八寸廣八分人面ヲ画 草にても作又紙雛ヲ用 紙ニテ裹 撫物トモツミ物トモ云） 解縄八筋 菅十六枚
解除之式・・（中略）・・

次散米 口伝 祓清 左祓清 右

次偶人 口伝 吉棄物凶棄物諸乃罪 吹掃清・・ 『大祓袖中記』

「大解除式・・（中略）・・

祓柱 馬一疋 祓柱 太刀二口 同弓二張 同箭二具 同鉄二口 同鎌二口

祓主行事

次ニ偶人撫物トモイフ紙ヨリヲ解テ偶人ヲ一枚ツゝ執持テ口ノホトリニアテ例口祓詞ヲ唱ヘ偶人ノ首ヨリ下マデ右ノ手ニテ一撫シテ氣ヲ二息吹カケ息ヲ吹カケテハ祓机ノ前薦ノ上ニ投ル

ナル八枚畢テモトノ如クニシテ机ニ返シオクナリ・・（中略）・・

退下 祀柱 持退出 川瀬 投棄 流却

『大祓式』

『大祓袖中記』を見ると長さ八寸幅八分の桧で作った「偶人」を「撫物、ツミ物」と呼び大祓の祭料として用いているのが解る。長さ八寸幅八分という細長い形状、顔を描くこと、そして桧という木製であることは、古代の木製人形を連想させる。ただ、板状であったかどうかが大きな問題ではあるが。また『大祓式』を見るとこの「偶人」を口にあてて「祓詞」を唱え、「偶人」を撫で、息を吹きかける。そして祓柱一式とともに「川瀬」に流してしまう。古代の木製人形と現在の紙人形を結び付ける要素がここにはある。

4. 現行の大祓神事

現在でも大祓は多くの神社で6月30日（夏越しの大祓）、12月31日（年越しの大祓）に神事として催されている。静岡県下の主な神社で行われている大祓神事の概要は、「大祓調査表」にしめした。

まず地方で行われている大祓の典型として、静岡浅間神社（静岡市宮ヶ崎）の大祓神事（12月31日）⁽²⁶⁾を紹介し、現在の大祓を考えるひとつの資料としたい。

静岡浅間神社は、大己貴命を祀る神部神社、木花開耶姫命を祀る浅間神社（以上二社同殿）、及び大歲御祖神社、以上三社を総称してこの名が付けられており、特に『延喜式、神名帳』に記せられている「神部神社」「大歲御祖神社」はその名の通り現在でも残り、また駿河國總社としても中心的に栄えた社である。

現在では、6月30日と12月31日の両日に社殿前の舞殿北隣に祓所を設け、大祓神事が行われる。年2回の神事の内容に差はないものの、現代の氏子の気質か、夏越しの祓いの方が納められる人形の数も参列する氏子の数も多く、派手で華美である。

まず大祓神事の準備段階として、紙の人形と御札の氏子への分配の方法、またそれを収集する方法と茅の輪の作り方について述べる。紙人形は11月に入って神官により用意される。男性用は白い和紙を、女性用は赤い和紙を型で押し切りつくり、祓い清め方法を書いた紙に包む。この包には下記の言葉が添えられている。

大祓について

大祓は神代以来のわが国の淳風美俗です。

毎年6月30日の午後4時と12月31日の午

後3時、一年の半期毎に罪や穢（罪=道徳に反する行為、過失、災厄、穢=心身

のケガレ不淨）を祓い清めることにより、

もとの正しい心身にたちかえって、明日

からのさわやかな生活に瀬刺と踏み出す

ことができる訳です。大祓式に参列して

人形（形代ともいう）を神社に納め、茅

の輪をくぐりワクグリをすると、一切の



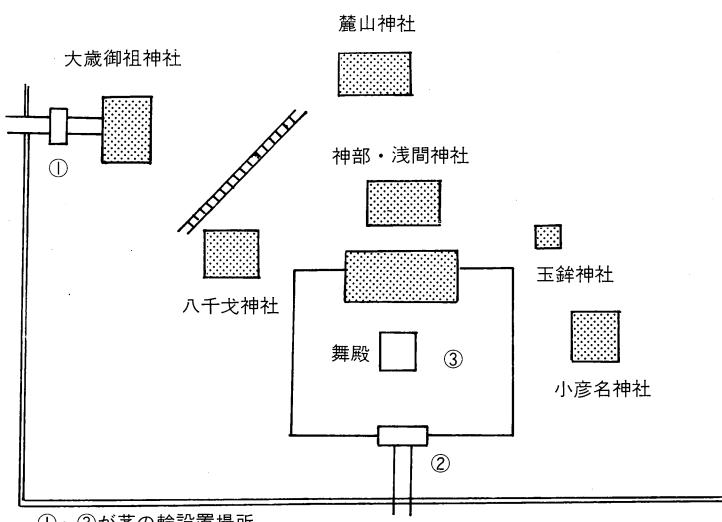
写真1 茅の輪くぐり（静岡浅間神社）

災厄を逃れることができるといわれております。皆さまのご参列を歓迎いたします。人形は、その人の代わりに罪や穢を背負って行ってくれるもので、この形代に氏名、年齢を書いてそれで身体をなで、息を吹きかけてから、包紙に包み、大祓の日の夜9時までに神社に納めて下さい。

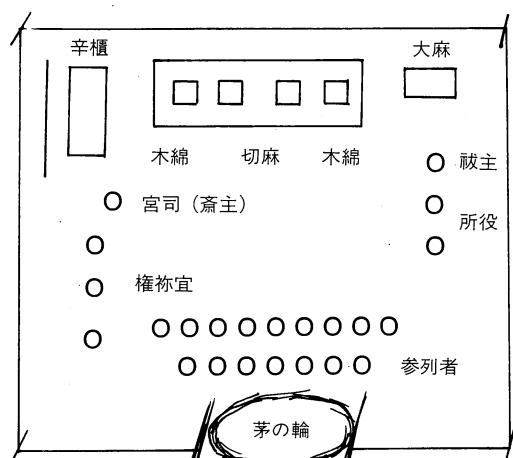
この人形と御札は、町内会長を経て氏子に配られる。現在、静岡浅間神社の氏子町とされる町は10ヶ町を数える。大岩本町、丸山町、宮ヶ崎町、西草深町、片羽町、安部町、馬場町、八千代町、葵町、錦町。これらの町の町内会長に、その町の氏子の戸数分の紙人形を御札をまとめて渡す。町内会では、それを6月上旬または12月上旬に各戸に配る。各戸では、配られた御札を年末までに神棚等に貼る。人形は、包紙に書かれている如く、男性は白人形に自分の氏名、年齢を書いて、身体を撫で、息を吹きかける。一体の白人形に家族の男性の名前が複数羅列されることになる。女性は、同様なことを赤人形にする。そして、これらの罪、穢が移された2体の人形を包紙に包んで、6月30日または、12月31日に各戸の代表が、浅間神社に納めに行く。大祓神事當日前でも神社は人形を受け取ってくれ、辛櫃の中に納め、神事を待つことになる。

静岡浅間神社では、夏越しの大祓のときも、師走大晦日の大祓のときも、茅の輪を作る。年2回茅の輪を作る神社は、県下でも、浜松八幡神社とここ2箇所程度と思われる。浅間神社では3箇所、大歳御祖神社神門、浅間神社楼門前、浅間神社本殿前の舞殿北隣に据え付けられる。この茅の輪は毎回、安倍川支流藁科川左岸の建穂の人々によって作られる、神事当日、午前中より建穂の氏子数名が藁科川の河原等で刈りとってきた茅を浅間神社に運び込んで、茅の輪は組まれる。建穂と浅間神社との関係は、注目される。

祓所は、本殿前の舞殿北隣に設けられる。入口に茅の輪が据えられ、四方に斎竹が立てられ、斎竹間に注連縄を回して15メートル四方の結界を設け、これを祓所とする。その中に第92図のように大麻、木綿、切麻、辛櫃（この中には既に氏子が直接持ってきた紙人形や古い御札が入っている）を配して、神事の準備は整う。



第91図 浅間神社社殿及び斎場配置図



第92図 祓 所

さて、いよいよ神事が始まる。下に大祓式式次第を書き出した。

大祓式式次第

当日、社頭の庭上に祓所を弁備する。

時刻、宮司以下祭員及参列者参入、祓所所定の座に著く。

次に、典儀、大祓式を始むる由を申す。

次に、宮司、祓を仰す。其の儀、祓主が宮司に一揖（一步進みて）宮司、目礼をする。

次に、祓主、大祓詞を宣る。

次に、諸員、切麻を執りて祓ふ。其の儀、奥義の指示に依り、切麻を執りて左、右、左と祓い畢りて元に復す。

次に、所役、大麻をとりて天の下を祓ふ。其の儀、所役、大麻を執り宮司以下祭員、参列者、天の下の順にて祓ふ。

次に、所役、木綿を裂く。其の儀、所役二名紙包を集めた後、三方の木綿を裂き、畢りて切麻三方、木綿三方、大麻を辛檀に納める。

次に、所役、祓者を執りて海河に向かう。

次に、典儀、大祓式を畢る由を申し、並びに茅の輪潜り神事に移る由を申す。

次に、茅の輪潜り神事を行う。

次に、大拝殿にて宮司玉串を奉りて拝礼。

次に、宮司、挨拶。

次に、退出。　※大拝殿にて神酒配戴、御神供授与。

明治以降、国家神道整備の中で、洗練されていった大祓神事の典型をここに見ることができる。この神事の中で用いる「切麻」とは、紙包の中に、2センチ四方に切った和紙と、やはり2センチほどに細かく切った麻とが混じっているものを指す。これを参列者は、肩に左、右、左とかけ祓い、紙包で身体を撫で、息を吹きかけて、元にもどす。この切麻の入っていた紙包と氏子が持参した人形とを辛檀に納め、海河に向かうのである。また「木綿（ユウ）を裂く」とは、一般に八針神事と呼ばれているもので、『大祓祝詞』の中で「八針に取り辟きて」とあるように、八条に木綿を手で切り裂く所作をする。これは「天津罪」「国津罪」を細かく切り裂いて海河に流してしまうことを意味する。「所役、祓物を執りて海河に向かう。」ところで、控えていた権禰宜たちが、人形、切麻の包紙、木綿の入った辛檀を肩に担いで、祓所より運び出す所作をする。実際には海河へそれから直接向かう訳ではなく、形式的に罪、穢を祓所より運び出すのである。その後、茅の輪潜りの神事に入る。茅の輪の起源は、しばしば『備後國風土記』の蘇民将来と巨旦将来の逸話をもって説明されるが、筆者には、茅の輪の出現と変遷については、把握しきれない。

こうして大祓神事が終了し、辛檀に入った罪、穢の集積された後、贋物が処理されて、大祓は無事終了となる。静岡浅間神社では、大祓神事を執行した当日の夜21:00頃、世話人が辛檀ごと安倍川の河原に出て、川の流れにこれらの贋物を投げ棄てる。安倍川の流れによって、罪、穢の託された人形は、大海原へと、根の国へと流されるのである。

第33表 大祓調査表

No.	現神社名	式内社名	所在地	夏越祓い	師走大祓	茅の輪神事	人形	人形の分配の仕方	人形一体	人形の処分の仕方	氏子町
1	松尾神社		浜松市元魚町	6/30	なし	6/30あり	白一種紙	10ヶ町に御幣1本とその町の氏子の戸数分の人形をまとめて届け、回してもらう。人形は、当日各自持参。御幣は、総代が持参。	1戸	10年程前までは、表の浜(米津の浜)に流しに行く。今は焼却。	10町
2	浜八幡宮	許部神社か	浜松市八幡町	6/30	12/31	6/30あり 12/31あり	白一種紙	6月上旬、11月下旬に頒布祭を催し、12ヶ町の総代に人形と大麻を配ってもらうようまとめて渡す。各自当日、本殿前の辛櫛に入れておく。	1戸	1/28の焼納祭で焼却	12町
3	県居神社		浜松市東伊場	6/30	12/31	なし	白一種紙	参拝に来る人に人形を配る。氏子をもっていないため、希望者に人形を直接渡す	1人	以前(10年前か)は前の浜(遠州浜)に、流していた。また時には、船頭さんに頼んで沖で流してもらった。今は焼却	なし
4	秋葉神社		浜松市三組町	6/30	12/31	なし	なし	総代が大祓神事に加わるのみ	—	なし	—
5	蒲神明宮	大歳神社か	浜松市神立町	なし	なし	なし	なし	—	—	—	—
6	賀茂神社		浜松市東伊場	6/30	12/31	なし	白一種紙	東伊場には12の地区があり、それぞれの地区的氏子総代にまとめて渡し、各戸に配つてもらう。各自が当日持参する。	1戸	以前より(宮司の記憶にある限り)焼却	12地区
7	五社神社		浜松市利町	6/30	12/31	なし	白一種紙	6/30は、神事参拝者のみに人形を配る。年末は、氏子世話役にまとめて渡し、各戸に配つてもらう。	1戸	10年程前までは、天龍川に流していた。今は焼却。	6町兼務社の町を入れるとかなりの数
8	白山神社		浜松市高林	6/30	12/31	なし	白一種紙	町内で注文を聞き、五社神社より人形を分けでもらい配布する。	1戸	五社神社へ納め、五社神社の祓いを受けた後、処分してもらう。	2町
9	高千穂神社		浜松市三方原	なし	なし	なし	—	—	—	—	—
10	井伊谷宮		引佐町井伊谷	6/30	12/31	6/30ある 12/31なし	昭和47年頃までは白一種紙	昭和47年頃までは、参拝者の中で希望する者に配る。	(1人)	—	氏子はない
11	浜名惣社	英多神社か	三ヶ日町三ヶ日	6/30	12/31	なし	白一種紙	三ヶ日町33区の各区長さんに人形をまとめて渡し、各戸に配つてもらう。各自持参の場合も区長が集める場合もある。	1戸	町内を流れる釣橋川に流す。	33区
13	府八幡宮	御祖神社か	磐田市中泉	なし	12/31	なし	10年以上前は白一種紙	現在では人形は用いない。	—	—	—

No.	現神社名	式内社名	所在地	夏越祓い	師走大祓	茅の輪神事	人形	人形の分配の仕方	人形一体	人形の処分の仕方	氏子町
14	矢奈比売神社	同左	磐田市住吉町	なし	12/31	なし	なし	大祓の御札を希望者に配る。	—	—	—
15	住吉神社		磐田市住吉町	7月最終土曜日	なし	あり	なし	茅の輪くぐり神事のみある。	—	—	—
16	浜松天王宮	大歳神社	浜松市天王町	6/30	12/31	6/30あり 12/31なし	白一種紙	6月は、神事参列者に人形を配る。12月は、御札と一緒に氏子総代を通じて各戸に配る。各自または総代を通じて集める	1戸	昔(戦前より以前)は、天王宮の裏を流れていた天龍川の支流に流していた。今は焼却。	2町 3000軒
17	山住神社	芽原川内神社	周智郡水窪町	6/30	12/31	6/30あり 12/31なし	白一種紙	御札で代用している希望者に配る。配り方は決っていない。集めない。	1人	各自祓い清めに用いた御札を各戸の側を流れる(例えば水窪川、気田川など)に流す。	—
18	貴船神社		磐田郡竜洋町	6/30	12/31	なし 末社の津島神社では6/14に設ける	自祓の麻(竹串に弊と麻をつけたものの)を用いる	総代が各町の世話人を通じて各戸に配る各自祓った麻は、頭社に納めず各自で処分する。	1戸	以前は天龍川に流していた。今でも流す人があるという。各自で焼却。	800戸
19	大頭龍神社		菊川町加茂	8月の第4日曜日	なし	なし	なし(戦前まであつた)	詳細はわからず各自で人形を神社に納めに来た。	1戸	焼却した。	140戸
20	池宮神社		浜岡町池ノ山	6/30	12/31	6/30あり 12/31なし	白一種紙	夏越祓いの時は、希望の氏子に人形を配る。年末には氏子には配らない。	1人	紙人形を集め、茅で作った舟のような乗り物に乗せ、新野川に流す。	600戸
21	別雷神社		静岡市七間町	6/30	なし	6/30あり	白一種紙	各町内会長を通じて人形を各戸に配る。氏子総代が各戸の人形を集め、当日納める。各自持参するものもいる。	1人	現在は、境内で焼却し、その灰を用宗の海岸へ流しに行く。以前は人形をそのまま用宗の海岸で流した。	13町
22	井宮神社		静岡市井宮	6/30	12/31	6/30あり 12/31なし	赤白2種紙	各町の町内名簿に従って、町内班長さんに各戸に配ってもらう。各自持参する。	1戸	焼却。	25町
23	伊河麻神社	同左	静岡市稻川	6/30	12/31	6/30あり 12/31なし	赤白2種紙	各町の氏子総代にまとめて渡し、各戸に配つてもらう。各自持参する。	1戸	大浜海岸に流す。	6町
24	静岡浅間神社	神部神社大歳御祖神社	静岡市宮ヶ崎	6/30	12/31	6/30あり 12/31あり	赤白2種紙	町内会に御札と人形を渡し、各戸に配つてもらう。各自、当日までに社務所に納めに来る。	1戸	当日21時頃、世話人が安倍川の川原に出て流す。	10町
25	白髭神社		静岡市	6/30	なし	6/30あり	赤白2種紙	各町の氏子総代にまとめて渡し、各戸に配つてもらう。各自持参する。	1戸	当日21時頃、安倍川に流す。	—

No.	現神社名	式内社名	所在地	夏越祓い	師走大祓	茅の輪神事	人形	人形の分配の仕方	人形一本	人形の処分の仕方	氏子町
26	熊野神社		静岡市安東1丁目	6/30	なし	6/30あり	赤白2種紙	各町の氏子総代にまとめて渡し、各戸に配つてもらう。各自で持参する。	1戸	安倍川に流す。	一
27	小梳神社	小梳神社	静岡市糀屋町	6/30	なし	6/30あり	赤白2種紙	各町の氏子総代にまとめて渡し、各戸に配つてもらう。各自で持参する。	1戸	当日21時頃、安倍川に流す。	14町
28	先宮神社		静岡市構内	6/30	なし	6/30あり	赤白2種紙	各町内会にまとめて渡し、各戸に配つてもらう。総代がまとめて納めるところも各自が持参するところもある。	1戸	今は焼却。 以前は、安倍川に流していた。	4町
29	草薙神社	草薙神社	清水市草薙	6/30	12/31	6/30なし 12/31なし	今はなし。 以前は赤白2種の人形あり。	各氏子に直接配つていた。	1戸	草薙川に流していた	8ヶ町 2800戸
30	美濃輪稻荷神社		清水市美濃輪	6/30	12/31	6/30なし 12/31なし	今はなし。 戦前まで白1種の人形あり。	現在は神事のみ残つており、以前のことは伝承されていない	1戸	巴川に流していた。	9ヶ町 1000戸
31	小芝八幡神社		清水市小芝	6/30	なし	6/30あり	白1種紙	各町の氏子総代にまとめて渡し、各戸に配る。今は総代がまとめ、当日の午前中までに神社に納める以前は、人形を入れた辛檀を持って街角をめぐると、その辛檀に各人が人形を納めていた。	1戸	今は境内で焼却する以前（昭和40年頃まで）は、巴川にかかる稚児橋の中央から巴川に流していた	20町
32	大井神社		島田市大井	6/30	なし	6/30あり	赤白2種紙	各町の世話を通じて、各戸に配つてもらう。各自持参する。	1戸	人形の一部は大井川に流す。大部分は境内にて焼却する。	50町
33	栄田神社		焼津市田尻	6/30	なし	なし	赤白2種紙	各町内の自治会総代を通じて、各戸に配つてもらう。各自持参する。	1戸	今はまとめて焼却する。昔は、各自で川や海に流していた。	16町
34	焼津神社	同左	焼津市焼津	6/30	なし	6/30あり	赤1種紙	各町の氏子総代にまとめて渡し、各戸に配つてもらう。各自持参する。	1戸	今はほとんどが焼却する。以前は、前の海に流していた。	3000戸
35	三輪神社		岡部町三輪	6/30	12/31	6/30あり 12/31なし	赤白2種紙	各町の氏子総代にまとめて渡し、各戸に配つてもらう。総代がまとめて納めるが各自で持つて来れ人もある。	1戸	焼却する。 以前は、朝比奈川に流していた。	一
36	三島大社	伊豆三島神社	三島市	6/30	12/31	6/30あり 12/31なし	白1種紙	参拝者、祈禱者に人形を郵送する。当日前までに郵送で送り返してくれる。	1人	社の西を流れる疏水桜川に流す。	氏子なし

他の神社（静岡県中西部）の現行の大祓神事について、その特徴を若干、挙げてみよう。まず、氏子が明確にされている神社では、大半、大祓を行っている。神官等の不在により氏子と関係の切れている神社では大祓は行われていない。逆説的に言えば、氏子との関係を維持するため大祓神事は、各神社で大切にされている。大祓の紙人形と一緒に御札や御幣を各戸に配り、回したり、大祓神事に多くの氏子の参列を見、この神事のときに、少なくとも氏子総代は、すべて参集するという神社が多い。現在、特に市街地において、大祓は氏子と神社との精神的な結合に、祭典それ以上に大きな役割を果たしている。紙人形は白一種が多いが、静岡市特に、市街地において赤、白二種が多い。この赤白二種の人形を配る神社では、罪、穢を託した人形を安倍川に流す例が多い。人形一体をひとりで用いるか、家族全員で用いるのかの違いは、人形の配り方に関係がある。つまり、総代がまとめて神社より人形を拝領して、氏子が各戸に頒布する場合は、各戸で一体の人形となる。氏子町が明確でなくて氏子と直接的関係を大切にする神社では、各個人に頒布することになる。師走大晦日の大祓は略されている神社が目立つ一方、夏越しの大祓は、各神社で盛大に行われる場合が多い。夏越しの大祓では茅の輪潜り神事を伴う場合が多く、近世以降、特に町衆に好まれた夏祭りの中に茅の輪が採用され、現在に伝承されていると考えられる。最後に、罪、穢を託した人形の処分方法である。現在は焼納祭等で焼却される場合が多いが、海河に流される事例も多い。戦前の記憶がある神官に訪ねると、大半は近くを流れる川、村境を流れる川、その地方を滔々と流れる大河、または近くの海岸に、人形を流していたという。静岡市の別雷神社（静岡市七間町）では、人形を焼却し、その灰を遠路用宗の海岸まで流しに行くという。多くの焼却している神社の神官に尋ねると、昭和40年頃から市等の自治体の衛生課から指導があり、本来海河に流していたのが流せず、不本意にも焼却するようになったという答えが多く聞かれた。この別雷神社の場合、制限の中にも、回帰し、古えの慣習、主旨を守ろうという庶民の意識が、この灰を海へ流すという変則を生みだしている。

5.『雑祭式典範』と明治以後の大祓

滋賀県犬上郡多賀町多賀大社の大祓次第と、静岡県三島市三島大社の大祓次第、または静岡浅間神社、浜松八幡神社のそれとかなりの部分類似している。大祓を行う多くの神社で、忘却しそうになると典拠している本が『雑祭式典範』（平岡好文著 昭和13年4月発行）と『神社祭式同行事作法附祝詞例文及解説』（神社本序刊 昭和23年7月発行）の二著である。特に、『雑祭式典範』は、各神事の意味、起源等を詳細に記述しているため、現在でも多くの神官たちは、この本に依拠して神事を執り行っている場合が多い。近世までは、祓いについても、地方差があり、明治以降ほどの画一性は見られない。国家神道を国家における民衆の精神支配の方便とした明治以後の宗教政策があった。国家の指導による神社神道の統一が計られ、大祓も例外なく、国家の干渉のもと、全国でほぼ統一した次第になっていたものと思われる。その名残が、現在でも『雑祭式典範』の典拠として、大祓神事を行う神社の数が多い事実にある。明治以後の大祓神事について国家的統制の事実を若干押さえておこう。

明治4年6月太政官布告として「節折、大祓式の旧儀を復興し、天下一般に修行せしむべきよし布告」が出される。これにより宮廷内では、節折、大祓式が典故考証によって再興されるようになる。宮中では、応仁の乱の後廃絶されていたものを元禄4年6月に再興を期したが、旧の如くに戻らず明治に到つ

ているという。

明治5年6月教部省達「大祓の旧儀再興につき祓式制定」され祓式を一定にし、各府県に通達された
明治22年6月の官報にて「御節折及大祓御式」が国民に示された。これは、宮中での節折、大祓の式内
容を知らしめたものである。一部を挙げる。

「大祓次第

午後一時三十分庭上ノ舗設並ニ祓物ヲ具備ス同二時掌典長以下着床 同時各勅奏判任ノ官員各
一人

次掌典補二人御麻ヲ捧ケテ庭中ノ案上に置キ祓ノ稻ヲ挿ム

次掌典長掌典ヲ召テ祓の事ヲ仰ス・・(中略)・・

次掌典大河道ニ向ヒテ祓却レト宣ル

次掌典補祓物ヲ執リテ大河に向フ

次各退出。」

明治27年12月の官報にも「御大祓御式」がしめされた。

大正3年3月内務省訓令が出され、その中で「官国弊社以下神社における大祓次第」が発表される。
その次第は以下の通りである。

「当日、社頭ノ庭上ニ祓所ヲ弁備ス。

正面ニ新薦ヲ舗キ案ヲ立テ祓物ヲ置キ其前ニ祝詞ノ座ヲ設ケ便宜ノ所ニ地方官神職ノ座ヲ設ク
雨儀等ニ在リテハ、便宜ノ所ニオイテコレヲ行フ。

時刻、宮司以下所定ノ座ニ著ク。

次、地方官所定ノ座ニ著ク。

次、主典切麻ヲワカツ。

次、宮司祓ヲ仰ス。

次、禰宜祓詞ヲ宣ル。

次、諸員切麻ヲ行フ。

次、主典大麻ヲ行フ。

次、主典切麻ヲ撤ス。

次、主典祓物ヲ執リテ河海ニ向フ。

次、各退下。」

ここに村々の社まで浸透した大祓次第の原型がある。

昭和13年3月に『雑祭式典範』が刊行される。この中には「大祓式の意義、起源、節折の儀、諸祓具、
大麻、切麻、麻の葉、形代（人形）、薦靈、撫物、茅の輪、解縄、大祓式次第、式次第説明」と詳細な説
明を加えている。特に、「形代（人形）」の形状や、「茅の輪」潜りのやり方等、現在でも多くの神社でこ
の本の内容を模範としている。

昭和21年1月内務省訓令第一号により、今までの祭祀に関わる政令が廃止となる。

以上の事実より、政府により大祓神事の内容は統一されていったことが了解できる。しかし、ここで

いくら国家による精神支配の方便としての祭祀統一を述べたところで、現在、村々の小社にまで大祓神事が残っていることの説明にならないように思われる。戦後、民主化政策が実施され40年以上経た今も、盛んに紙人形が配られ、罪、穢をこれに託して海河に流し、神社に参拝しては茅の輪を潜ることが平然と当然の如くなされている。戦後になって戦前の習俗の多くが消滅したにもかかわらず、大祓の心意は益々盛んである。やはり人々の深層心理の中に、古代より連綿と継承されてきた、人形代に罪、穢を託して祓い流すことが、自然と発露する民俗心意のメカニズムが出来上がっていたのではないだろうか。その民俗心意に近づくために、次に民俗事例の人形の機能を検討してみたい。

6. 人形の民俗事例概観

罪、穢を人形に託して流し去ってしまうという民俗心意は、現在においては、明治以後、国家統制されていった神社における大祓にだけ見られるのであろうか。現在なお伝承されている民俗事例のなかに人形を用いるものが数多くある。そこで人形の民俗事例にまで拡大して「人形（ヒトガタ、ニンギョウ）」の機能を考えてみよう。ただここで予めお断りしておかねばならぬことは、小論中にて検討を加える事例は「罪、穢を人形に託して流してしまう」という機能が窺われる事例に留まり、これらの事例について検討したにすぎず、現在伝承される全ての人形を網羅的に扱ったというわけではないということである。

民俗事例の人形を概観するには、古くは「神送り」の視点から柳田国男が資料収集し、考察を加えている。最近の研究においては、⁽²⁸⁾ 神野善治氏の一連の論文が大変参考になる。神野氏は人形を機能により、⁽²⁹⁾ 4つに分類している。①人間の身体についている正常な魂を移す場合、②人間の身体についた罪や穢を移す場合、③死靈、怨念など恐ろしく厭しい靈魂を移す場合、④神や祖靈など平和善良な魂を移す場合の4分類である。①については「呪いの藁人形」に代表されよう。現在でも、神社の鎮守の森で発見される「丑刻参り」の藁人形はこの典型であろう。道教の厭魅呪詛の一形態と考えられる。先述の平城宮跡大膳職S E 311出土の木製人形もこれに属する。②は、所謂「祓いの人形」と呼ばれるもので、大祓のとき用いられる紙製の人形の他、「流し雛」の人形、「あまがつ」、「ほうこ」、「七夕人形」、「葬送儀礼の人形」などが挙げられる。③は「虫送り」「神送り」の行事に登場する荒々しく勇ましい人形である。東日本を中心に分布する「ショウキサマ」「カシマサマ」などや、西日本を中心に分布する「実盛人形」、「弥五郎ドン」などがこれに属する。④神像に代表される。仏像もこの範疇にはいるであろう。

この②と③との峻別は神野氏も論じている通り難しい。特に後述する「事例5」の「大倉戸のチャンチャコチャン」はこの分類では、③の「神送り」に入るが、機能上は、むしろ②である。また、「事例8」の「ショウキサマ」は、その藁の体内に、願主の名と病む箇所を書いた紙が組み込まれている。これも明らかに③に分類されながら②の機能を有する。②と③とは場合によっては、ひとつの事例において複合して具備される属性と考えられる。②と③との間の機能上の相違を敢えて言えば、②は各個人または各戸（各家族）の罪、穢を「人形」に託するのに対し、③は集落全体の罪、穢を集積した形で「人形」に託する点、そして、②はただ専ら厭わしい対象なのに対し、③は守護神として村境に屹立し、災厄を祓う役割を担うという点が挙げられる。更にいえば②は個人的な「祓い」であるのに対し、③は集団的な「祓い」という性格を指摘しうる。ここに②から③への変遷が考えられる。個人的祓いが集落祭祀へ

と変遷した経緯と考えられないだろうか。これについては最後に述べる。

次に習俗として現在に残る人形の使用例を列挙してみる。下記に挙げた例が総てでなく、まだ多くの事例が残ることは容赦願いたい。

- (1) 大祓の人形・・・・・・・・ 紙製の人形、藁製の人形、木製の人形等
- (2) 小正月の人形・・・・・・・・ 人形道祖神、「カドニュウドウ」、「ドウラクジン」等
- (3) 神送り、虫送りの人形・・・ 「ショウキサマ」「実盛人形」「オカタ送り」「コト神送り」等
- (4) 雛流しの人形・・・・・・ 上巳の祓い、「ヒイナグサ」
- (5) 七夕人形・・・・・・・・ 「タナバタ人形」「ネブタ人形」等
- (6) 重陽に節句の人形・・・・・ 「ハンマサマ」「オカズラ人形」等
- (7) 葬送儀礼の人形・・・・・ 人形の葬式、「友引人形」
- (8) 雨乞の人形
- (9) 子供の玩具、子供の守護神の人形・・・・ 「ホウコ」「アマガツ」等
- (10) 建築儀礼の人形・・・・・ 棟上げ式の人形等
- (11) 地鎮祭の人形 (12) 船靈様

(2) は小正月の行事の中で重要な役割を演ずる人形である。神野氏の調査によると山梨県、東京都、神奈川県、静岡県、群馬県、長野県、新潟県に分布している。⁽³⁰⁾ 所謂「人形道祖神」として一括できる人形である。丸木に目鼻腕等を削り出した簡単なものである。家または集落の守護神として機能しながら、最後は焼かれてしまう場合が多い。(3) の神送り、虫送りの人形は現在でも盛んに行われている。もとは悪疫を人形に託して村境に追いやってしまう行事であるが、現在残る形は多様性を示し、その変化は顕著である。(3) に関しては次の民俗事例の検討で「大倉戸のチャンチャコチャン」、「ほうとう祭」「ショウキサマ」、「八日オクリ」、「鹿島ナガシ」について触れる。(4) は有名な鳥取県用瀬町の「流し雛」を初め、奈良県五条市南阿田の「流し雛」、そして静岡県小山町の「ヒイナグサ」等、近年事例は少なくなつたものの、依然「上巳の祓い」として三月の節句に雛人形を流す習俗が残っている。⁽³¹⁾ 『源氏物語』の須磨⁽³²⁾ の巻で挙げた「巳の日」の祓いもこれに相当したと思われ、(1) の大祓の人形と起源は一にするものと思われる。(5) の七夕人形は、代表的な事例として長野県松本市の「七夕人形」が挙げられる。しかし、それ以前の形態として注目されるのは長野県安曇地方の「川越人形」であり、これは木片や板で作った男女の人形に紙の着物を着せ、男女背中合わせにし、柴舟にのせ、藁に火をつけて川に流すというものである。また七夕人形は現在、秋田県、青森県を中心に行われる「ネブタ」と民俗心意を同じくするものと考えられる。⁽³³⁾ 精霊を祀るための盆の前に罪、穢を人形、笹竹に託して流してしまう行事であったものである。(6) の重陽の節句の人形は雛人形と同系等のものと考えてもよいであろう。静岡県東伊豆町稻取の「ハンマサマ」、愛知県三河の海岸線沿い地方の「オカズラ人形」などを見ると、重陽の節句に人形を流したのがもとの形態であり、上巳の雛流しはこの重陽の節句の人形流しの一つにすぎないと思われる。(7) は葬送の際、棺の中に入れられる人形で形代として入れられた。⁽³⁴⁾ 『権記』『定家朝臣記』『中右記』など文献にも見られる通り葬送儀礼の人形は古代にまで遡るものと思われる。「二人続けて葬式が出た時、三人目が出ないようにワラ人形をこしらえ、棺には入れず持っていき、墓地に埋めた。」という

事例も報告されており、形代としての機能は現在までも伝承されている。(8) の雨乞においても人形は用いられ、流されるか焼かれる場合が多かった。高谷重夫氏も指摘されているが雨乞の人形は本来神送り行事の人形の同じで、旱魃をもたらす悪神を追い払うべくなされたのであろう。静岡県浜名郡北部では、次のような事例がある。昔、海坊主が陸に上がったが、旱り続きで海に帰れなくなり、村人に海に帰してくれたら雨を降らせるし、またその時は前もって海を鳴らし知らせると約し、海へ帰してもらうという伝説があり、これに基づき旱魃の時、海坊主の人形を作り木の枝に吊るし、雨が降ったらその人形を海に流すという習俗があったという。また雨乞には操り人形も屢もちいられ、芸能化することがあった。(9) は赤子の枕元などに置き子供の守護神として、玩具として用いられた。これは室町時代には、既に「あまがつ」「はふこ」という名称があり、子供の穢を託して処分する機能を有していた。雛＝「ひひな」と元は同一の機能を有していたと考えられている。(10) の建築儀礼の人形、(11) の地鎮祭の人形、(12) の船靈様はそれぞれ神野善治氏の詳細な研究があるので割愛させていただくが、いずれも元来同じ鎮魂儀礼に用いられた人形である。その他これらの人形に漏れた事例もあり今後の事例収集検討が必要であることは言うまでもないであろう。

(1)～(12) の人形の中で(1)～(9) は、その役割が終了した段階で、海や川に流されたり、焼却されたりすることが解る。そして各々の人形の機能中でこの「流され」「焼かれ」ことが大きな機能の一つであったことが解る。(10)～(12) の人形がその後も丁重な扱いを受けるのと対照的である。

(1)～(9) の人形には多かれ少なかれ、人間の罪、穢が託されており、流され焼かれなければならない必然性がある。

1. 人形の民俗事例の検討

次に、流され焼かれる必然性を持つ人形の事例を検討してみよう。

[事例 1] 流し雛 (奈良県五条市南阿田)

この雛流しは吉野川を流れる五条市の南阿田の地で現在では4月の第1日曜日におこなわれ、春の風物詩となっている。もとは上巳の節句に行われていたという。雛が流される吉野川は経ヶ峰に発して北東流し、和歌山県橋本市で紀ノ川となる。雛流しの起源を持続女帝の吉野川にての修禊に求める。吉野川は淨めの川であり、雛流しの際に朗読される「願いの文」は人々の穢を雛に託し禊ぎをすることを物語っている。雛作りは以前は当日の朝、出来るだけ早く作るとよいというので夜明けとともに作り始め、朝早くから雛壇の前に祀られたという。現在では南阿田の母親たちが1ヶ月ほど前から近くの牛頭神社の一隅に集まり、竹舟づくりや紙雛折りをする。父親たちは当日、雛を流す「淨めの場所」に桃の花や菜の花を飾る。雛流しに先だって近くの淨土宗源龍寺空川院で雛供養が行われる。女の子たちは晴れ着で着飾り雛供養に立ち会う。男の子も参加を許されている。法事が終了すると子供たちは手に手に雛を持って吉野川に向かう。用意されている「淨めの場所」で注連縄をくぐり流れに向かって、代表の女の子が「願い文」を読んだ後、一斉に竹舟に乗った雛を清流に流す。伝承では、これらの雛は紀ノ川を流れ下り、加太浦にある淡島神社に流れ着くという。少彦名命を祀る淡島神社は婦人の病気平癒、子授けなどの靈験とともに豊穰の靈験も説かれる。

[事例 2] 栄田神社の大祓 (静岡県焼津市田尻)

大祓調査表の33にあるが、特徴的であるため若干詳細を記述する。現在の大祓は6月30日に行われ別段特筆すべき特徴を備えているわけではない。人形は赤白2種の紙製であり、茅の輪潜りの神事ではなく、人形の分配の仕方も氏子の各戸へ氏子総代を通じて分けるという一般的なものである。ただ処分の仕方だが、現在では他社と同様にまとめて焼納祭で焼き上げてしまうが、戦前ごろまでは各自、各戸で6月30日前後の日に近くの川に流していたという。やはり市の衛生課の指導により河川の汚濁防止のため、配付主体の神社が責任もって集め、焼却することになった。ここで注目したいのは以前は各自めいめいが側の川に流していたということである。

これに類した処分の仕方として注目されるのは、静岡県周智郡水窪町山住にある山住神社の大祓である。調査表17にあるように、この社では御犬様の描かれた御札でもって人形の代用をする。各家々では山住神社に参り、直接御札を頂いてくる場合もあれば、総代を通じて受け取る場合もあり分配の仕方は一定していない。やはりこの御札で身体を拭い、息を吹き懸けた後、近くの川（水窪川、草木川、気田川など）に各自、各戸で流している。この神社では神社が主体となって集めない。なおこの水窪川、草木川、気田川の流域では今でも七夕の飾り物、盆行事に用いた供え物やオショロサマを川へ流すことを盛んに行っている。殆どの地域で川に流す習俗が廃絶している中、頑なにこれらの物を流すことを続けているのは特筆に値する。罪、穢が移された人形、御札等の処分の仕方の中に以前は各自、各戸で流していたという地域があることは確かである。

[事例3] 七夕人形（長野県松本市）

(47)

七夕流しは全国的に見られる行事である。現在でもよく七日の夕、色紙の短冊に歌や願い事を書いて笹竹に結んで、庭に飾り、8日の朝には七夕の笹を近接の川に流す習俗がある。松本市周辺および北安曇郡では、特に人形を用いる七夕の習俗が残っている。現在、松本市立博物館（日本民俗資料館）には、4つの形式の七夕人形が収蔵されている。（1）人形形式（2）紙雛形式（3）流し雛形式（4）着物かけ形式の4形式である。もともと源は一になると思われ、後世の変様が4形式に分岐したと思われる。（1）人形形式とは大祓の流れをくみ、毎年紙を切って、人形をつくり貼重ねていく人形である。（2）紙雛形式とは色紙を折ったり墨書きで目鼻等を描くなどして作った平面的な紙雛の人形である。（3）流し雛形式とは、三月の雛祭りの流し雛と同じく、身の穢れを託して祓うもので、一年かぎりで川に流してしまう人形である。（4）着物かけ形式とは七夕に縁先や室内にかけられたもので、つるして飾る人形である。本来の穢れを祓う意味とのちには、衣類の虫干しも兼ねて、子供の着物をかけてつるし、季節の野菜やほうとうを供えるようになった。4形式のうち特に（3）の流し雛形式は東筑摩郡明科町南陸郷で採集されたもので、人形に各人の穢れを託し、犀川に流したという。ま



写真2 七夕人形(長野県松本市)

して飾る人形である。本来の穢れを祓う意味とのちには、衣類の虫干しも兼ねて、子供の着物をかけてつるし、季節の野菜やほうとうを供えるようになった。4形式のうち特に（3）の流し雛形式は東筑摩郡明科町南陸郷で採集されたもので、人形に各人の穢れを託し、犀川に流したという。ま

た安曇地方では川越人形があったと報告されている。これは木片や板で作った男女の人形で紙の着物を着せ、男女を背中合わせにし柴舟にのせ藁に火をつけて川に流した。

[事例 4] カドニユウドウ（静岡県御殿場市沼田）(48)

中部日本には小正月に丸木（特にヌルデノキ）で作った人形を各戸の門口や村にとって重要な場所（道祖神、村の祠など）に立てる習俗がある。この御殿場市沼田でも小正月の一連の行事に伴って「カドニユウドウ」と呼ばれる木偶が作られる。1月4日の初山の日に山に入り、小正月のツクリモノをつくるための材料となるカツノキ（ヌルデノキ）を探ってくる。（最近では雑木林が少なくなりカツノキが自生しなくなったため、このカツノキを手に入れるのも容易ではない。）このカツノキは小正月の行事を通じて頻繁に使われる。1月13日は朝より小正月のツクリモノを作り出す。アーボ（栗穂）、ヒーボ（稗穂）、ハナをそれぞれカツノキで丁寧に作る。3つをセットにしたもの「大神さん」、「エビスさん」、「荒神さん」、床の間にそれぞれ吊るす。「ナーリモソ」と呼ばれる成木責めの木をこれもやはりカツノキで作る。次いで「カドニユウドウ」一対（ひとつは「ハー」のカドニユウドウ、もう一方は「ムー」のカドニユウドウである。）をカツノキで作る。それぞれ仁王様のように出来るだけ恐ろしい顔つきにしないと、邪鬼を追いやれないと筆使いも慎重に厳しい形相を墨書する。このカドニユウドウを玄関の戸口の両脇に立てる。「ハー」のカドニユウドウは玄関に向かって右側に「ムー」のカドニユウドウは左側にそれぞれ立てる。14日は「ダンゴバナ」を作る。「大神さん」、「エビスさん」、「荒神さん」、「仏さん」、物置、倉庫、作業部屋などに飾る。この夜、サイト焼きが村の道祖神の前で行われる。カツノキの先を三つ又にして餅ダンゴを刺し火に焼いて食べる。15日の早朝、実の成る木の成育を祈願する「ナーリモソ」という子供の行事がおこなわれる。これらが沼田に伝わる小正月の行事である。大正月で用いられた飾り物はサイト焼きの時に焼却されてしまうが、この小正月の一連のツクリモノは2月の初午の日に焼かれる。この初午の日、朝近所の御稻荷さん（この沼田の集落では旧家には必ず御稻荷さんの小祠がある。）にお参りに歩き回る。その日の夕刻、近くの畠にて小正月で用いたツクリモノ、アーボ、ヒーボ、ハナ、カドニユウドウ、ダンゴバナ、ナーリモソを焼却する。

[事例 5] 大倉戸のチャンチャコチャン（静岡県浜名郡新居町大倉戸）(49)

静岡県新居町大倉戸にコト八日の神送り行事として「チャンチャコチャン」が今でも厳格に伝承されている。大倉戸は新居町の西端に位置し、集落の中央を旧東海道が貫通している。集落の北は丘陵がせりだし、南は遠州灘の荒波が打ち寄せる海岸になっている。地形上、東西の関係が特に注目される。西隣は新町、東隣は松山という集落になり、それぞれ村境に疫神を送る行事を行ってい

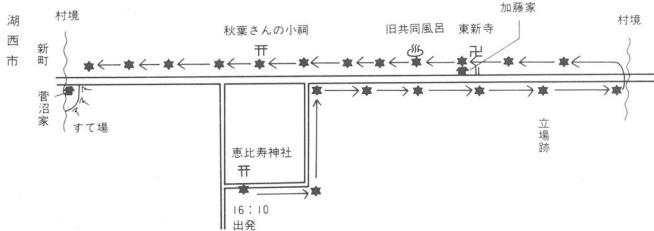


写真3 カドニユウドウ（御殿場市沼田）

たと考えられる。この大倉戸ではコト八日の2月8日と12月8日に子供の行事として神送り「チャンチャコチャン」が行われる。

前日の7日、大倉戸地区の副区長宅で「デックラボー」と呼ばれる藁人形が作られる。藁束を作り、半分のところで折り曲げ、藁で縛るとこれが人形の頭と胴になる。それに棒と藁で腕を作り、人形全体を白い和紙で包む。2体分作り、1体は男、もう1体は女とする。男は男らしく、女は女らしく墨で顔を描く。現在の顔は、少女漫画に出てきそうな柔軟な表情だが、以前は、恐ろしい顔を故意に描いたという。区長は翌日デックラボーを乗せる舟「バンドーブネ」になる椿の枝を裏山へ採りに行く。

当日の8日、午前中に、区長、副区長が恵比寿神社（集落のほぼ中央に位置する村社）に集まり椿の木のバンドーブネに2体のデックラボーを結び付ける。やはり、裏山で採ってきた竹に御幣を付けた「オンビ」を呼ばれる煤払いの道具で、恵比寿神社を払い清める。払い終ったオニビは社西に立て掛けておく。各戸でもこの日の午前中に、裏山で採ってきた竹に各自で作った御幣（和紙に鉢を入れたもの）を付けたもの（「オニビ」）を用意し、このオニビで家中を煤祓いし、清める、そのオニビを各戸の門または門口に立てておく。午後3時過ぎるとこの大倉戸の小学生達が三々五々帰ってくる。ランドセルを置いた子供達は、自分の家のオニビと、近所で小学生の子のない家のオニビを持ち、恵比寿神社に集まってくる。恵比寿神社に大倉戸全戸のオニビが集まる。午後4時になると大倉戸の東新寺の住職がきて読経し、区長、副区長が参拝する。それが終わると、子供達はデックラボーの乗ったバンドーブネを社殿前の広場に引き出す。鉦の音を合図に、「オークラドーノチャンチャコチャン」と大声をはり上げながら、手に持ったオニビでデックラボーを思い切り叩く。暫く叩いているとまた鉦が鳴り、叩き止め、バンドーブネを引きながら町中を一団となって歩く。



第93図 大倉戸の神送り順路

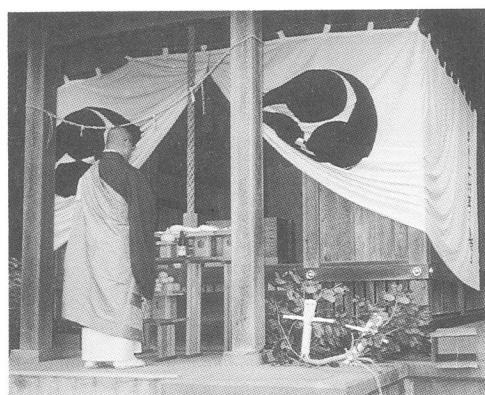


写真4 バンドーブネに乗った
デックラボー(新居町大倉戸)

この道順は昭和63年12月8日の場合は、恵比寿神社をでて、旧東海道に出、集落の東村境（隣の松山の集落との境）まで行く。そして今度は旧東海道を西へ向かい、西村境へ行くそれが2月8日の場合は先に西村境へ行き、最後に東村境へ行くという逆コースを辿る。道中は旧東海道の辻々で止まり、鉦の音を合図に、何度も何度もオニビでデックラボーを叩く。東村境でひとしきり叩いた後、今度は、西村境（西隣の新町との村境）へ向かう。デックラボーは何度も子供達に激しく叩かれるため、この頃にはもう原形を留めない。立ち止まり、デックラボーを叩く場所は明確には決まって

いないが、昭和63年12月8日には、21箇所で叩いた。この場所は辻々であるが、立場跡、東新寺門前、以前の共同風呂前、秋葉さん小祠前というように、集落にとって重要な場所の前で叩いていたようである。後半になると子供達も疲れてきて声が小さくなる。すると区長が「そんな小さい声では厄が払えんぞ。」と励ます。西村境に着く頃は、陽も沈み、暗闇となる。最後ということで、子供達は有らん限りの力でデックラボーの残骸をこれでもかと打ち叩く。鉦の音を合図に、今度はバンドーブネごと、西村境の小さな谷に投げ棄てる。以前は、この小さな谷の下に小川が流れていたことがある。また、以前は、表の海へも流していたことがあるとも語る人がいた。最後にオンビも子供達によって谷底に投げ棄てられて、この行事は終了する。

[事例6] ほうとう祭り（山梨県須玉町若神子）(50)

「ホウトン祭」「ミソギ祭」「ドンドンビ祭」「ていねい（胎内）こぐり」などとよばれる夏越しの祭である。若神子は旧甲州街道の宿場町で大きく上宿中宿下宿に3分されている。この祭が行われる三輪神社は、下宿の全ての戸と中宿の南の一部の戸が氏子になっている。下宿は60戸あり、中宿は氏子戸数が30戸ほどある。ほうとう祭は毎年7月30日に行われる。当日午後になると氏子総代が三輪神社に集まり、夕刻までに祭の準備をする。等身大よりやや大きめのワラニンギョウをまず作る。昨年の秋の収穫の藁を用い、顔を墨書し「仁王さま」のような形相にする。ハラガケを障子紙で作り、ここに祓いに用いた半紙を入れるようにする。藁で土俵のような輪（他の神社でみられる茅の輪とまったく同じものである）を作り、ワラニンギョウを、中心に社の庭の地面に置く。斎竹を四方に立て注連縄を回し結界を設る。参拝者用に、10cm四方の半紙を「ムシキリ」と呼ばれる水口に立てる札を用意する。氏子達は夕刻になると、各戸で作った「小豆ほうとう」を食べ、三輪神社に向かう。神官が祝詞奏上し、ムシキリ、祓いの半紙を祓うと、氏子ひとりひとりがこの2つを氏子総代からうけとり、ワラニンギョウのまわりの結界の中に入り、祓い用の半紙で身体をぬぐい息をふきかけ、その半紙をワラニンギョウのハラガケの中に入れ、ワラニンギョウに手を合わせて退出する。参拝者が途絶えたところで神官は大祓祝詞を奏上し、ワラニンギョウを大麻で祓い、各人の穢れを託した半紙をハラガケにつめこんだワラニンギョウはドンド火の中に投げ入れられ炎上し焼却される。以前（昭和40年代頃まで）は三輪神社に隣接して流れる須玉川へ夜半12時頃流しに行ったという。翌朝各戸では、もらって来た「ムシキリ」を水口立てておく。

[事例7] 八雲神社の大祓（三重県松阪市日野町）(51)

八雲神社は貞觀12年（870年）諸国に疫病が流行した折、悪疫退散のため京都の祇園社を伊勢の国



写真5 ほうとう祭り（山梨県須玉町）

使が勧請した七社のうちの一社であり、夏越祭は毎年7月25日に行われる。この夏越祭には茅で作られた1個体の人形と紙製の多数の人形が用いられる。当日までに紙人形（男女一対）は各戸に氏子総代を通して配られる。当日の夕刻神事が注連縄で結界した祓所内で行われる。祭壇には”ユウ”と”形代（茅の人形）”がそなえられて神事が行われる。神事の内容は一般的な大祓神事とほぼ同じである。ただ輪くぐり神事において、茅の輪は鳥居に固定されておらず、1回くぐるたびに上下がひっくり返される。またこの輪をくぐるとき、氏子総代の一人が祭場にあった茅の人形を手にもつてくぐる。その後の御饌祭が終るとただちに祓所で茅の人形が焼却される。次に参詣者用に、茅の輪が鳥居に固定されると、各戸では身の穢れを託した紙人形を三々五々八雲神社に納めに来る。納められた紙人形はその晩のうちに、焼却される。やはり以前には焼却ではなく近くの川へ茅の人形も紙の人形もながしに行ったという。

[事例8] ショウキサマ（新潟県東蒲原郡津川町大牧）
(52)

津川町大牧では新暦3月6日にとうや（または当前とも呼び、この人形作りの世話を代々交替でしてきている4軒の家のことである。）の家に部落中で集まり、藁で大きな武者人形を作り、弓、槍、大小刀、甲冑をもって武装させる。また股間には大きな陽物を付ける。藁は各家々より一束づつ持ち寄るものと、とうやが用意するものとでこの巨大な人形を作る。各家々より持ち寄られた藁の束は紙で包まれており、その紙には願主の名と病む部分が記されている。人形を組み立てるとき各々のその相当する人形の部位に組込んで貰う。頭、胴、金玉、甲冑、帯、武具など分担した部を奥まった室の床の間の前で組み立て、前の座敷で一同酒宴となる。酒宴が終わると、再び部分に分解し、これを村の東はずれの山の中腹にある小祠に持ち込み安置する。一年間ここに安置され参詣されるが、前年のものは新しいショウキサマが運び込まれる直前、堂から取り出し分解され、直下の崖下に投げ棄て去られる。これを「隠居させる」という。新しいショウキサマが運び込まれたところで前年の大小刀の内1本に長い注連縄を結んで祠の前の老木の枝に投げ掛ける。屈強な男が数回かけてようやく掛かると彼は皆から胴上げされる。

[事例9] 八日オクリ（愛知県北設楽郡田峯西区南組）
(53)

「ヨウカオクリ」は奥三河、北遠、南信濃ではかなり盛んに2月8日または4月8日または6月8日に神送り、厄病神送りとして行われていた。現在ではほとんど消滅てしまっている。以前には藁人形を用いていたらしいが、今はその伝承すら殆ど追えない状況に立ち至っている。僅か奥三河の田峯に伝承が残り、若干事例を追う事が出来る。奥三河でも藁人形を用いて「ヨウカオクリ」をしていたのは大正年間までであったという。この頃までは少なくとも田峯では全域で行われていた。この日南組の20戸ある家々から12才以下の子供達が組長の家に集まり、ワラ人形である「デコロボー」を3体作った。組長宅では米のダンゴを作り子供達に持たせる。子供達は3体の「デコロボー」を先頭に一群を組み、鉢をたたきながら全員で大声を出し「ナンマンダー」と唱えながら村中をまず歩き西隣村である三都橋部落との境である首塚に向かう。この首塚の前にこの3体の棒のついたデコロボーを地面にさし三都橋部落の方に向ける。そして3体のデコロボーの足元に組長宅で用意してくれた米ダンゴを供え帰って来る。南組では「カミオクリ」とも呼んでおり、これによっ

て悪病送りが行われたといわれ、その後も佇立するデコロボーは隣村から侵入しようとする悪疫を討ちはらってくれるという。

[事例10] 島本新田の虫送り（愛知県中島郡祖父江町島本新田）(54)

島本には6つの瀬古（小守の集落）がある。昭和30年頃までは5つの瀬古で盛んに虫送りが行われていた。今では18戸あるこの島本新田のみがサネモリ人形を用いる虫送りを伝承している。18戸の家で2戸づつ年番が回ってくるがその年番の家に各戸から人々が集まり、毎年7月10日昼過ぎから、サネモリ人形と馬を作りだす。人形と馬は小麦の稈でつくられる。稈以外には馬の尾とタズナはその年の田植の時余った苗を乾燥させたのを用い、馬の耳はビワの葉、馬の男根はナス、金玉は、サツマイモを用いる。夕刻には、馬上に乗ったサネモリ人形が完成し、年番の家の前に立て、人形の前に御神酒と塩を供える。各戸の人々は、ご馳走を持ち寄り直会したのち各戸で用意した大松明を持ってくる。提灯を先頭にサネモリ人形、太鼓、鐘、大松明の大行列をつくり、島本新田の南東のはずれに行き、ここをスタート地点とする。太鼓、鐘を打ちつつ村の田の畦を通つて行く。大松明は大きく振り回され地面にたたきつけながら「ムシオークレ」と唱えながら行く。村の田を一巡し、集落の北はずれに鎮座する神明社にたどりつく。神明社の庭で松明の残りを集め、大きな焚火を燃やす。その中に馬に乗つたままのサネモリ人形を投げ込み、焼却する。その後神社で宴があり終了する。

[事例11] 鹿島流し（秋田県秋田市新屋町・同県平鹿郡大森町末野）(55)

鹿島流しとか鹿島送りとかいわれる行事は、関東北部から東北地方に広く分布している。秋田市新屋町の鹿島流しはもと旧暦5月5日、のち月遅れの6月5日、現在は6月の第1日曜日に行われている。家々の軒には菖蒲とヨモギがさされ、子供のいる家では色紙で美しくつくられた鹿島人形を飾り柏餅や、笹巻を食べる。そして各町内の鹿島舟の大きな山車が出発するときには、家々から幼い男の子や女の子が鹿島人形を持ち出してこれを舟にのせてもらう。舟は次々に持ち込まれる鹿島人形であふれあざやかな原色の氾濫となる。やがて14ヶ町各一隻ずつの舟が町中を引き回され、最後には雄物川へ流される。また平鹿郡大森町末野では村人が「カシマサマ」と呼ばれる大きな藁人形を作り、村はずれの杉の木に立てる。この日各戸では稻の苗とカツギを材料として小さな「カシマ人形」を作り、門口の柱にくくりつけておく。これを6月9日の鹿島流しの日に集め、木の枝とムシロで作った舟に乗せて川へ流す。

以上の【事例1】より【事例11】までをそのケガレの流し方に注目しながら検討してみたい。検討する前に今まで用いていた「罪、穢」ということばを「ケガレ」に代表させようと思う。「2 文献の整理」で既に述べた通り、元来は人形に託し「祓う」対象は「罪」であった。しかし後世、「禊ぐ」対象の「穢」



写真6 サネモリ人形
(愛知県祖父江町)

と区別がつかなくなる。それは「罪」も「穢」も人々に災厄を齎らす元凶と考えられ、これらは様々な手続きと人々の懸命なる奉仕により払えやり流してしまわねばならぬものであったが故である。ここで別段「罪」と「穢」を使い分けているのではないため、民俗学で用いる「ケガレ」ということばにこれらを代表させても差し支えないと考える。⁽⁵⁶⁾

[事例1] の「流し雛」は上巳の節句に行われる祓いである。特に子供達が一人一人そのケガレを託した雛人形を舟に乗せて清らかな瀬にながしてしまう。流す場所は「浄めの場所」と呼ばれ、雛を流すという行為が「浄め」に繋ることを示している。また流しきる先は淡島神社であり、常世からの漂着神伝承が色濃く残る淡島信仰と考え合わせると、ケガレの漂着先は根の国、常世の国であるという心意がここには表れていると思われる。[事例2] の栄田神社および山住神社の大祓は、現在多くの神社で行われている大祓と大差はないものの、次の1点において異なる。殆どの神社においては各氏子に配付した人形は各自でケガレを人形に託した後、回収をし、神社でまとめて祓いをした後、やはりまとめて流したり、焼却したりする。ところがこの2社は大祓に必要な人形または御札を氏子に配付したまま回収しない。(前述のように栄田神社では今は回収している。) つまり、氏子が各自でケガレを託した人形、御札を各自で身近な川に流すのである。[事例3] の「七夕人形」のうち(3)の流し雛形式のものはほぼ同系統のものと思われる。これら[事例1]～[事例3]は流し方に共通性がある。あくまでも個人個人が主体であって、個人が自分のケガレを1体の人形に託し、それを個人として川に流す。確かに人形の制作、配付、流す場所の用意等は集落における共同作業であるが、それ以上に個人の「祓い」の性格が強い。

[事例4] の「カドニュウドウ」はケガレを祓うという心意が強くない。むしろ各戸の守護神としての性格が強く、単純にケガレを託して流しきってしまう一連の人形と機能を同じくすると考えられない。しかし、守護神として邪気を遮断する役割を終えた後、稻荷様の祭りの日に焼かれてしまうことよりケガレの集積されたものとして廃棄しようとする心意が窺われる。また長野県下水内郡栄村では同じ人形を道祖神として役割を終えた「ドウロクジン」は正月15日夕刻に川に流されるとの事例もある。そして髭⁽⁵⁷⁾をはやし、出来るかぎり恐ろしげな形相を墨書きするのは、古代の木製人形または人面墨書き土器の人面の墨書きを想起させる。現在は意識されていないが、各戸のケガレを託し、また邪気のケガレをも背負い焼かれ、流される人形であったと思われる。[事例1]～[事例3]の主体が個人であった祓いがここでは家、各戸が主体となっており、各戸の守護神として、各戸に入ろうとする悪疫を門口で遮断する機能を果している。

[事例5] の「チャンチャコチャン」は神送りの典型を示している。各戸のケガレは「オンビ」に託され恵比寿神社に集積される。そしてその集落全体のケガレは2体の人形に託され、「バンドープネ」と呼ばれる舟に乗せられ、子供達に叩かれながら村向こうへ追われてしまう。ここには各戸のケガレが集落を代表する人形に託され祓い流されてしまう構造が読み取れる。[事例6] の「ほうとう祭り」の人形にも集落全体のケガレが集積される。[事例7] の「八雲神社の大祓」の1体の藁人形も同様である。ただここで注意したいのは、これらの集落のケガレを集積した人形はあくまでも忌み畏れられる対象であり、丁重にして残酷にこれらの人形は処分されてしまう。ケガレが集積した人形はそのケガレの集積と

いう莫大なエネルギーのため、人々を恐れさせ、そのあまりに恐ろしいエネルギーが故に畏敬の念でもつて見られる要素が垣間見られる。ほうとう祭のワラニンギョウは村人がそれに向かって手を合わせ、神官、氏子総代がぬかずき、拝礼を捧げられる対象であるがこれら〔事例5〕～〔事例7〕においては、村のケガレを集積する人形はケガレの集積が故に恐れられるが、その恐れと表裏一体に畏敬の念が込められており複雑な民俗心意を示している。

〔事例8〕の「ショウキサマ」もまた集落のケガレの集積して託される人形である。村人が各自病む部位を書いた紙をショウキサマの部位に託すという見事なまでのケガレの集積である。その巨大な人形は村はずれの小祠に安置され一年間信仰の対象となる。つまりケガレが集積した人形が守護神に転化するのである。ここには、新谷尚紀氏が説かれているように、「ケガレがさまざまな儀礼的手続きをもつてハラヘヤラレたとき、たちまちのうちに逆転して、威力あふれる神としてわれわれの前に立ちあらわれる、という民俗の基礎構造」⁽⁵⁸⁾が読み取れる。〔事例9〕の「八日オクリ」の人形は〔事例5〕の「チャンチャコチャン」の神送り行事と同類と考えられるが、「八日オクリ」の人形は村境で隣村に向かって屹立し、一年間村に訪れる悪疫を駆逐させる村の守護神の役割を果たすことになるのである。〔事例10〕の「サネモリ人形」も〔事例11〕の「カシマサマ」もいずれも巨大な人形を作る。そして「サネモリ人形」の場合は焼かれ、「カシマサマ」の場合は村境の守護神でありながら川に流される。しかし、これらの人形はある一時期信仰の対象となり、供物が捧げられ祀られる。つまり守護神の役割も担っている人形である。これら守護神の人形の背景には、「『村人を代表する形代』が『疫病神の像』に、さらに『守護神の像』へと性格を転換させ」⁽⁵⁹⁾てきた変遷を読み取ることができる。

8. まとめ及び問題点

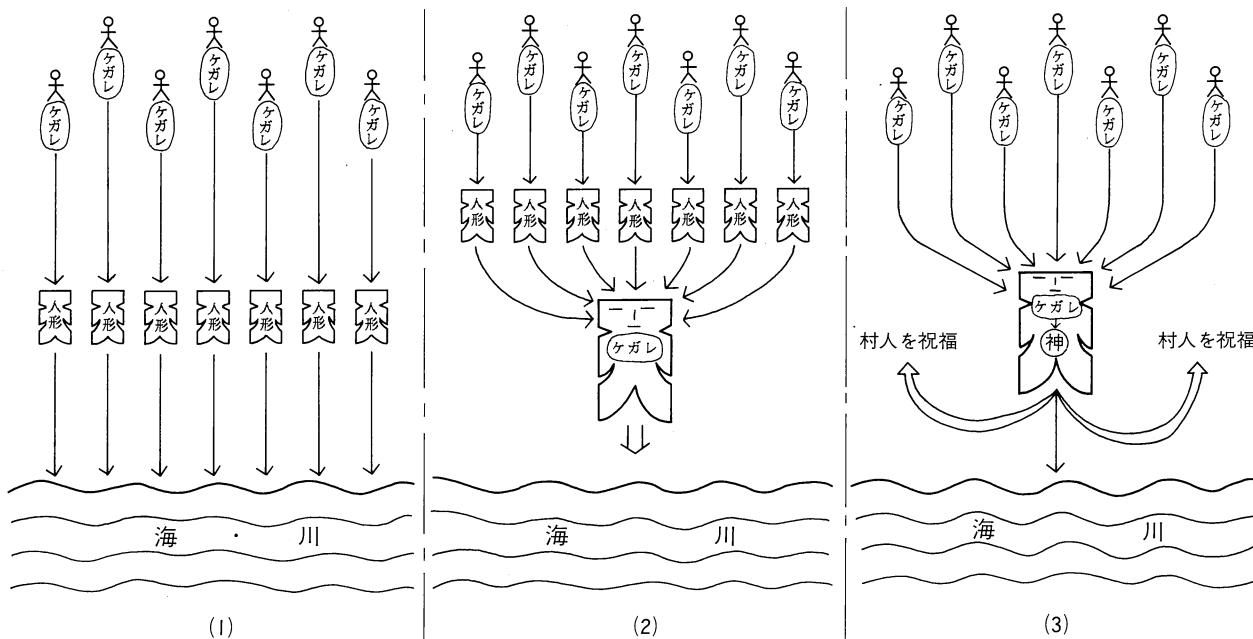
以上人形を介したケガレの流し方は次の3つに大きく分けることが可能かと思われる。

- (1) 各々個人（各戸でもよいだろう）のケガレを各々個人の人形に託し、その人形を各々個人によって祓い流（または焼却）してしまう。
- (2) 各々個人（各戸でもよいだろう）のケガレはまず各々個人の人形（場合によっては御札であったり、笹竹であったりする。）に託され、次に集落全体の人形が集められケガレを集積し、1体（数体でもよいだろう）の人形に代表してケガレを託しこれを祓い流す。
- (3) 各々個人（各戸でもよいだろう）のケガレは人形を介さずに、集落で代表して作られた巨大な人形に託される。この人形はケガレを流しさる役割をすると同時に、村の守護神として災厄から村をまもり、村人を祝福する。

〔事例1〕〔事例2〕〔事例3〕は(1)ケガレの流し方を示している。流し籬も大祓の人形も七夕の人形（特に流し籬形式）も、個人のケガレを一体の人形に託し、それを河川に流しさってしまう。ここではあくまでも、個々人が主体となりケガレを人形に託し流すことが行われる。ただ、個人が兄弟、夫婦、家族をまとめて「イエ」という単位でケガレを一体の人形に託し、流す場合も見られる。この家族「イエ」という複数の人間のケガレを集積することは次の(2)(3)の集落「ムラ」のケガレを集積する一体の人形の萌芽とも考えられ、ケガレは集積するという指向性を示すものと考えられる。

〔事例5〕〔事例6〕〔事例7〕は(2)のケガレの流し方を示している。個人のケガレは各々そのケ

ガレを託すべく、個々に用意された人形や、オンベや、紙の半紙にまず託され、ムラにおいて回収され一体（または複数）の人形にケガレが集積される。このムラのケガレが集積された人形をムラの責任として、さまざまな儀礼を経て焼却され、川に流される。ここでは（1）の個人がケガレを祓う主体であったものが、ムラがその主体にとって替わっている。経るべき儀礼も丁重で複雑であることがただ人々の忌み嫌うケガレを集積させたというだけでなく、ムラにとって、日常の健善さを維持すべく豊穰なる日常＝「ケ」の回復を目指す大切な儀礼になっていることに気づく。【事例6】【事例7】は（3）のケガレの流し方に共通するケガレの集積した人形に対し守護神とまではいかないが畏敬の念が看取できる事



第94図 人形を介するケガレの流し方

例である。

【事例8】【事例9】【事例10】【事例11】は（3）のケガレの流し方を示している。（3）が（2）と大きく異なる点はムラのケガレが集積された人形が、ムラの守護神に転化していることである。キヨウキサマ、八日送り人形、サネモリ人形、カシマ人形すべて、ムラの守護神としての莫大なエネルギーをムラのひとりひとりのケガレの集積から生んでいる。ここで人形はムラの人々のケガレを集積し祓い流すとともにムラを悪疫から守る機能をはたしている。

以上ケガレを祓い流す人形を検討すると、明確になることがある。つまり、古代より嘗々と間断なく、人々は自らのケガレを人形に託し、ムラに近接する川に流してきた。そのケガレを人形に託す託し方は個人が主体となったものからムラが主体となったものまである。そのとき人形の機能として一体で一個人のケガレを背負い流すもの、一体でムラ全体のケガレを背負い流すもの、一体でムラ全体のケガレを背負い流してしまうと同時にその集積したケガレのあまりに莫大なエネルギーのため守護神に転化してしまうもの、の3種が把握できる。神明原・元宮川遺跡を初めとする古代遺跡から出土する木製の人形において、ケガレの流し方を検討してみると明らかに（1）つまり各々個人のケガレを各々一体の人形

に託し各々個人でムラに近接した川に流したといえる。その理由としては一時期に多数の人形が投棄されていること。また人形が小型であり、個々人で容易に作成可能な形状をしていることなどが挙げられる。

最後に「ケガレ」の内容について補足しておきたい。波平恵美子氏はケガレとは「人にとって悪であるところの事柄、不幸や病気、怪我、死、罪さらには不浄性を含むことからをまとめて範疇化するところの観念」と規定している。ここでは「ハレ」「ケ」「ケガレ」論について深く立ち入らないが民俗学でいうケガレの範疇が上記の規定であると考えられる。さらにその具体例として新谷尚紀氏は身体においては「糞尿、血液、体液、垢、爪、毛髪、怪我、病気、死など」社会においては「貧困、暴力、犯罪、戦乱など」自然においては「天変地異、旱魃、風水害、病害虫、飢饉、不漁、不獵」等を挙げている。さらに新谷氏は「生と対立する死へのイメージを呼びおこすもの」と規定している。民俗事例の人形はすでに「ケガレ」が具体的なものとしてイメージされるものは少なく殆どが【事例6】【事例8】で具体的に身体のうち煩っている箇所がイメージされている。それ以外は「ケガレ」という概念で範疇化してしまっている。しかし『日本書紀』『続日本紀』の記載内容で検討したごとく、古代においてはより具体的であったとも考えられる。

神明原・元宮川遺跡の祭祀を葬送儀礼と結びつける論考がある。⁽⁶²⁾ 神明原・元宮川遺跡の木製人形が託した「ケガレ」は死と規定できる可能性をここでは指摘しておきたい。尚、人形が託す「ケガレ」が具体的に何を指示するのかは、今後検討すべき重要な問題であろう。 (中山正典)

- (1) 金子裕之「平城京と祭場」『国立歴史民俗博物館研究報告第7集共同研究「古代の祭祀と信仰」本篇』1985
- (2) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告IV官衙地域の調査一』奈良国立文化財研究所学報第17冊1965
- (3) 「祭祀関係遺物出土地地名表」『国立歴史民俗博物館研究報告第7集共同研究「古代の祭祀と信仰」附篇』1985
- (4) 山形県 山形県教育委員会『俵田遺跡第2次発掘調査報告書』1984
- (5) 財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所『大谷川I』『大谷川II』『大谷川III』1984 1987 1988
- (6) 浜松市教育委員会『伊場遺跡遺物篇1』1987
- (7) 浜松市教育委員会『伊場遺跡遺物篇2』1980
- (8) (財) 愛知県埋蔵文化財センター『年報昭和62年度』1988
- (9) (1)に同じ
- (10) (1)に同じ
- (11) (1)に同じ
- (12) (1)に同じ
- (13) (1)に同じ
- (14) 加賀見省一「但馬国府と祓所—第二次但馬国府の所在をめぐって—」『高井梯三郎喜寿記念論集 歴史学と考古学』1988
- (15) 兵庫県城崎郡日高町教育委員会『川岸遺跡発掘調査報告書』1985
- (16) 金子裕之「古代の木製模造品」『研究論集IV』奈良国立文化財研究所学報 第38冊 1980
文献整理に当たっては泉武「人形祭祀の基礎的考察」及び北村哲郎「人形とは一人形の存在意義」『日本の美術』No.11 1967を特に参照した。
- (17) 平岡好文『雜祭式典範』東京京文社 1938
- (18) 多田一臣「天津罪・国津罪と『大祓詞』」『語文論叢』9 1981
- (19) 青木記元『祝詞古伝承の研究』国書刊行会 1985
- (20) 西宮秀紀「律令国家の<祭祀>構造とその歴史的特質—宗教的イデオロギー—装置の分析」『日本史研究』283 1986
- (21) (19)に同じ
- (22) 高崎正秀「源氏物語論」『高崎正秀著作集第6巻』
- (23) 神野善治「人形送り」『講座日本の民俗6 年中行事』有精堂 1978

- (24) 小山正『高林方朗の研究』高林方朗顕彰刊行会 1963
- (25) 筆者調査1987 1988
- (26) 文化庁文化部宗務課監修『宗教関係法令書』第一法規 1962 その他浜松縣居神社宮司三浦巖氏 清水市小芝八幡社
宮司中跡陽一氏等の御教示を得た。
- (27) 柳田国男「神送りと人形」『定本柳田国男集』第13巻
- (28) (23)に同じ
- (29) 神野善治「小正月の人形ー中部日本におけるモノツクリの一つとしてー」『小正月行事とモノツクリ』日本常民文化研
究調査報告第1集 1978
- (30) 竹折直吉『日本の民俗・静岡』
- (31) 宮本常一「ひなとひなまつり」『月刊文化財』1974 3月号
- (32) 鈴木棠三『日本年中行事辞典』角川書店 1977
- (33) 柳田国男「年中行事覚書—ネブタ考」『定本柳田国男集』第13巻
- (34) (33)に同じ
- (35) 西角井正慶編『年中行事辞典』東京堂出版 1958
- (36) 神野善治「人形の葬式」『西郊民俗』第83号 1978
- (37) 「沼津内浦の民俗」
- (38) 高谷重夫『雨乞習俗の研究』法政大学出版局
- (39) 静岡新聞社『ふるさと百話』第6巻
- (40) 松崎憲三「雨乞習俗のおける”人形”」『日本仏教』54 1982
- (41) 山田徳兵衛『日本人形史』角川書店 1961
- (42) 神野善治「建築儀礼と人形」『日本民俗学』146号 1983
- (43) 神野善治「舟靈と樹靈—舟靈信仰研究の課題ー」『沼津市博物館紀要10』 1986
- (44) 読売新聞社『雑人形の世界』1987 及び(30)を参照
- (45) 筆者調査
- (46) 筆者調査
- (47) 筆者調査
- (48) 筆者調査及び静岡県浜名郡新居町教育委員会『新居のこと八日行事』1985参照
- (49) 筆者調査
- (50) 筆者調査
- (51) 佐久間惇一『北中部の歳時習俗 新潟県』明玄書房 1975
- (52) 山口健俊『日本の民俗・新潟』第一法規 1972
- (53) 筆者調査
- (54) 筆者調査
- (55) 文化庁監修『日本民俗芸能事典』第一法規 1976
- (56) ケガレについては、波平恵美子氏、宮田登氏、新谷尚紀氏、桜井徳太郎氏等の労作を参照した。
- (57) (28)に同じ
- (58) 新谷尚紀『ケガレからカミへ』木耳社 1987
- (59) 神野善治「藁人形の民俗～境の神像の成立～」『企画展・境の神・風の神』福島県立博物館 1988
- (60) 波平恵美子『ケガレの構造』青土社 1988
- (61) (57)に同じ
- (62) 本報告書第V章第2節